

官報

昭和四十二年六月一日

第五十五回 衆議院會議録 第二十一号

昭和四十二年六月一日(木曜日)

議事日程 第十六号

昭和四十二年六月一日

午後二時開議

第一 登録免許税法案(内閣提出)
第二 登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

水田大蔵大臣の昭和四十年年度決算の概要について

の発言及び質疑

日程第一 登録免許税法案(内閣提出)

日程第二 登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案(内閣提出)

午後二時七分開議

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

水田大蔵大臣の昭和四十年年度決算の概要について

の発言

○議長(石井光次郎君) 大蔵大臣から、昭和四十年年度決算の概要について発言を求められております。これを許します。大蔵大臣水田三喜男君。

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) さきの第五十四回国会に提出いたしました昭和四十年年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その概要を御説明申し上げます。

昭和四十年年度予算は、昭和四十年三月三十一日に成立いたしました本予算と、昭和四十年八月十一日、昭和四十年十二月二十七日及び昭和四十一年二月二十三日に成立いたしました補正予算とからなるものであります。

昭和四十年年度本予算は、農林漁業及び中小企業の近代化、高度化の推進、社会保障関係諸施策の充実、住宅及び生活環境施設の建設の促進、文教の刷新充実及び科学技術の振興、社会資本の計画的整備、輸出の振興と対外経済協力の推進、雇用対策の強化等の重要施策を推進するとともに、国民の租税負担の軽減合理化並びに企業の実質改善及び国際競争力の強化のための減税を行なうこととして編成されたものであります。

昭和四十二年六月一日 衆議院會議録第二十一号 水田大蔵大臣の昭和四十年年度決算の概要についての発言

なお、本予算成立後、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への追加出資、給与改善、災害復旧、食糧管理特別会計への繰り入れ、道路整備特別会計への繰り入れ等に必要経費の追加、租税及び印紙収入の減収見込額を補てんするための公債発行等に関し、所要の予算補正を行なったのであります。

昭和四十年年度におけるわが国の経済を顧みますと、昭和三十九年末以来の金融緩和と策の実施にもかかわらず、停滞状態を続けたのであります。政府の財政、金融両面からの積極的な景気対策の実施と、生産調整等民間産業界の自主的な不況対応策が進められた結果、停滞状態も次第に底をつき、昭和四十一年度予算における本格的な公債発行による財政支出の積極的拡大と大幅減税の実施が明らかにされたこともあって、昭和四十一年に入るとともに景気は回復過程に移行したのであります。

このような経済の推移の結果、昭和四十年年度の国民総生産は三十一兆三千四百四十八億円となり、前年度に比し一〇・三％、実質四・七％の増加となったのであります。また、鉱工業生産は、前年度に比し三・六％の増加となり、国際収支は、輸出の顕著な伸びがあり、さらには、輸入が国内景気の停滞を反映して落ちついた推移を示したことで、年度間の総合収支で四億二千八百百万ドルの黒字となったのであります。

以下、決算の内容を数字をあげて御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は三兆七千七百三十億円余、歳出の決算額は三兆七千二百三十億円余でありまして、差し引き五億円の剰余を生じました。この剰余金は、財政法第四十一条の規定によりまして、翌年度、すなわち、昭和四十一年度の歳入に繰り入れ済みであります。なお、この剰余金のうち、昭和四十一年度に新たに生じた純剰余金は二十一億円余であります。以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額三兆七千四百四十七億

円余に比べて二百八十三億円の増加となるのであります。このうちには、昭和三十九年度の剰余金の受け入れが、予算額に比べて四百七十四億円の増加したものを含んでおりますので、これを差し引きますと、昭和四十一年度の歳入の減少額は百九十億円余となるのであります。これは租税及び印紙収入、雑収入、専売納付金等において四百四十億円の増加いたしましたにもかかわらず、公債金等において六百三十一億円の減少いたしましたためであります。

一方、歳出につきましては、予算額三兆七千四百四十七億円余に昭和三十九年度からの繰り越し額四百二十一億円余を加えた予算現額三兆七千八百六十八億円余から、支出済み額三兆七千二百三十億円余を差し引きますと、その差額は六百三十八億円余でありまして、そのうち、昭和四十一年度に繰り越しました額は四百二十六億円余であり、不用額は二百十二億円余となっております。

なお、昭和四十一年度への繰り越し額の内訳を申し上げますと、財政法第十四条の三第一項の規定により、あらかじめ国会の議決を経て繰り越しましたもの四百七億円余、財政法第四十二条ただし書きの規定により、避けがたい事故のため繰り越しましたもの十一億円余、財政法第四十三条の二第一項の規定により、継続費の年割額を繰り越しましたもの七億円余であります。

次に、予備費であります。昭和四十一年度一般会計における予備費の予算額は四百五十億円であります。その使用総額は四百四十九億円余であります。

次に、一般会計の国庫債務負担行為について申し上げます。

財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為の権限額は千七百九十九億円余であります。このうち実際に負担いたしました債務額は千四百七十七億円余でありますので、これに既往年度からの繰り越し債務額七百八十四億円余を加え、昭

昭和四十二年六月一日 衆議院會議録第二十一号 昭和四十年年度決算の概要についての発言に対する吉川久衛君の質疑

五七二

和四十年度中に支出その他の理由によつて債務が消滅いたしました額六百三十七億円余を差し引きました金額千九百九十四億円余が翌年度以降に繰り越された債務額となります。

財政法第十五条第二項の規定に基づく国庫債務負担行為の権能額は三十億円でありますが、実際に負担いたしました債務額はございません。

なお、既往年度からの繰り越し債務額一億円余は、昭和四十年度中に支出その他の理由によつて全額が消滅いたしました。

次に、昭和四十年年度特別会計の決算であります。同年度における特別会計の数は四十三であります。これら特別会計の歳入歳出決算額の合計額は、歳入決算において七兆二千六百六十億円余、歳出決算において六兆四千六百三十三億円余であります。

次に、昭和四十年年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。資金への収納済み額は三兆九千八百八十八億円余であり、この資金からの支払い命令済み額及び歳入への組み入れ額は三兆八千八百四十四億円余であります。八十九億円余が昭和四十年年度末の資金残額となるのであります。

次に、昭和四十年年度政府関係機関の決算であります。その内容につきましては、それぞれの決算書を御参照願いたいと存じます。

以上、昭和四十年年度の一般会計、特別会計、国税収納金整理資金及び政府関係機関の決算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

昭和四十年年度決算の概要についての発言に対する質疑

○議長(石井光次郎君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。吉川久衛君。

〔吉川久衛君登壇〕
○吉川久衛君 ただいま大蔵大臣から報告のありました昭和四十年年度一般会計歳入歳出決算外二件

につきまして、自由民主党を代表して、総理大臣並びに大蔵大臣に対し、二、三の質問をいたしました。と存じます。

申し上げるまでもなく、大蔵大臣からこのようにな形で本会議において国の決算が報告されるようになりましては、昨、昭和三十九年度の決算説明が初めてであり、これは明治、大正、昭和を通じていまだかつてない新たな前例をなしたものであります。政府及び国会が決算を重視することのあらわれとして、まことに喜ばしい次第でございます。

そこで、私は、四十年年度の決算そのものについては、今後十分に審議を尽くし、是は是非、非は是非として、国の予算がいかに正しく効率的に使われたか、使われなかったかなどを検討し、政府の責任を追及したいと存しております。本日この席におきましては、総論と申し上げます。前提と申しますか、とにかく、そういつた総合的な決算審議の前提ともいふべきことにつきまして、御見解を承つておきたいと存じます。

御承知のとおり、決算委員会いたしましたし、予算が効率的に使用されたかどうか、予算の意図が実現されたかどうか、予算そのものが妥当なものであったかどうかを知ることが、決算審査の重要な前提となるのであります。毎年国会に報告される決算書及び大蔵省主計局から出される決算の説明は、きわめて膨大な、かつまた、多大な労力を要したものと想われますが、しかし、これらはいずれも予算の執行実績を科目別に計数として表示しているにすぎません。これでは事業等の実績はわからないのであります。予算によつて計画化された内容が実績としていかにあらわれてきたか、予算と実績を比較検討するといかなる評価を与えることができるかという点については何ら触れるところがないのであります。

そこで、私は、すでに臨時行政調査会の答申にも指摘されておりますように、少なくとも今後委員会に提出される決算の説明は、予算によつて示された計画内容は、その実績がわかるように、両

者相対比するという形に改め、さらに、過去数年間を並記することによつて、予算の執行実績の推移が明らかになるようなものにしていただきたいというのでございます。

たとえば、住宅対策策について見ます。ならば、歳出予算額、支出済み歳出額、繰り越し額、不用額、予算額に対する支出済み歳出額の割合といふように、数字を横書きに並べてあるだけで、建設資材の値上がりによつて予定された住宅の戸数に変更はなかったのか、あるいは、戸数に変更がなかった場合には、住宅の質の低下はなかったのかといふような点は、今日までの決算の説明ではこれをつまびらかにすることはできないのでございまして、これでは決算審査の資料としては不十分であります。

会計検査院の検査報告書は、決算審査にきわめてよい資料となっておりますが、政府提出の決算書は、あまり深く知られたくないような意図をもつてつくられたのではないのでしょうか、何らかのくふうがあつてしまふべきであると考えるのでございます。このことは、決算の審議を意図するのであります。実のあるものにするためにぜひ必要なことである。

次に、第二点といたしましてお尋ねしたいのは、臨時行政調査会の答申についてであります。臨時行政調査会全般について調査、審議を重ね、三十九年九月答申がなされたものであります。その内容は、行政全般にわたることに重要な指摘がされております。この答申について、政府の態度は、一応尊重するという立場をとりつつも、消極的であることは、まことに遺憾でございます。

行政改革は国家的要請であり、国民の声であります。能率のよい政府をつくることは政治の責任であります。これが実施のためには強い決意と指導力が必要といたします。これを佐藤総理の重大な責務であります。私は総理から具体的実施への決意を承りたいと思ひます。

次に、第三点といたしましてお尋ねをいたしました

いのは、決算委員会における審議の結果に対する政府の態度なのであります。

と申しますのは、毎年の議決において、「本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として改善の実があつていないのは、まことに遺憾である」として強く政府の反省を求めているのであります。一向にその実績があがらないのであります。このような内容の警告は、毎年同じなのでございます。

もとより、それにはいろいろ理由もあろうかと存じますが、その大きな原因は、各省庁が予算の獲得にはきわめて多くの精力を集中しているにもかかわらず、一たび予算をとつてしまつて、事後の執行や決算については責任を感じていないかのごとく、効率的な執行に対する配慮に欠けておるところに最大の原因があるものと思われ、であります。会計検査院から不正不当事項と指摘されても、おなじりに済まされ、数年間放置され、責任者はいつの間にかえらなくなつております。大臣は官僚に使われるだけで、使いこなすころには交代しており、官僚王国、不正者の天国とさえいわれております。(拍手)せめて各大臣が決算に重大な関心を持つていただきたいと思ひますが、今日までのところ、何らの改善がなされていまいがごとき状態であり、これは、残念でございます。〔拍手〕会計検査院の不正不当事項の指摘事項については、その責任の所在を明確にするのとともに、積極的には是正改善意見を求めるなど、予算執行の適正、経済効果、行政的成果についても検討を行ない、それを予算編成や予算の執行に反映させ、行政運営の姿勢を正さなくてはならないと思ひます。(拍手)

この点、総理はどのように考えておられますか、また、どうしたらよいと思われませんか、これらの点について明確な御答弁をお願いいたしますと存するものであります。

時間の関係もありますので、以上三点をもちまして私の質問を終わることといたします。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤栄作君) 答へていたします。〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 答へていたします。

決算の重要性、これはただいま仰せになりましたとおりでございます。私も政府もさうに考えております。そこで、決算を重視する、さういう態度でありますのは、決算の重要性からきておるのであります。

ただいまのお話になりましたが、その立場に立ちまして、決算に出されます説明、これが十分用を足さない、こういうような御指摘であります。私が申し上げるまでもなく、決算は、予算執行にあたりまして十分その目的を達しておるか、あるいは効率的な運用が行なわれたか、こういうようなことを事後になりまして調べるのであります。が、これは、申すまでもなく、計数的な記録やあるいは報告でございます。もちろん、それ自体を見て、さうして全般がわかるようになければなりません。これも吉川君の御指摘のとおりであります。

そこで、政府は、毎年同じような記録を出しておるようでございますが、諸君の御意向も十分伺ひまして、この説明がより効率的であるように、その目的を果たすように努力するつもりでございます。さういう意味で、決算委員会等の御意見は十分尊重してまいる考えでございます。

次に、臨調の答申についてお触れになりました。臨時行政調査会の答申、これは、私が申し上げるまでもなく、広範多岐にわたる、また根本的なものでございます。これが答申を得てから今日までほとんど手がついていないじゃないかというおしかりでございますが、必ずしもそうではございません。今日まで順次実施に移しております。しかし、事柄の性質上、さらに慎重に基本的検討を要するような問題も多分にあるのでございまして、ただいま公社、公団等については政府が積極的に整理統合等へ乗り出すべく、さらに行管におきまして調査することを命じております。また、この臨調から答申のありました予算編成に関する項

目等の問題につきましても、いままでの財政の基礎に關するような問題でありますから、これを直ちに結論的に賛成するわけにもまいりません。十分調査いたしまして、さうして行政の効率的な運用のできるようにいたすつもりでございます。

さらにまた、毎年同じような注意事項や批難事項を受けていながら、政府は何ら正しておらないじゃないかというふうなおしかりでございます。が、私はよほど改善はされつつあると思ひます。

しかし、この行政自身がたいへん広範なものでございまして、また、一部の指摘事項だけでもないのであります。さらに私どもが網羅を正して、そして忠実にこの会計検査院の意見も取り入れ、また、決算委員会における審議の経過等も尊重いたしまして、一そう行政の成績をあげるようにいたさなければならぬ、かように思つておる次第でございます。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤栄作君) 答へていたします。〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 答へていたします。

○内閣総理大臣(水田三喜男君) 会計検査院の御指摘と決算委員会の御意向というものを十分に生かすために、いま私どもとておりまゝの処置を申し上げますと、予算編成の前に、大蔵省の主計官と主計主査と会計検査院との協議会、連絡会を持ちまして、そこで会計検査をされた結果のいろいろの御指導を受ける、さうして指摘事項に対する御意見もよく聞くということをまずやりまして、予算編成のどこにこれらの問題があるかというところ、それからこれを各官庁にどう連絡して、再びこういうことがないようにするかというところは、十分予算編成前にこの協議会を持つて研究する、連絡会を持つて研究するというのをいたしまして、各官庁との連絡をとつておるのでございまして、毎年御指摘を受けるようなことがあつたを断たないというところは非常に遺憾でございますが、今後さらに一そうこういう連絡、それから各職員の研究というふうなものを強ひたいと思ひまして、さういふ指摘事項をなくするようにつとめたいと思ひます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 中村重光君。

〔中村重光君登壇〕

○中村重光君 ただいま大蔵大臣から報告のありました昭和四十年年度歳入歳出決算外二件につきまして、日本社会党を代表して、総理大臣並びに大蔵大臣に若干の質問をいたします。

第一は、決算に対する国会の取り扱いと審議のあり方についてであります。

国の収入支出等に対する国会の取り扱いについては、明治二十七年第六回帝国議会の決算が審議されたとき以来、議院が決算報告に対する権能をいかに取り扱うべきかについて論議のあつたところであります。

当時は、この決算報告に対し、議院が行政百般について監督権を有するとの立場から、国の収支について最終的な裁判権を有するとし、これが承認事項となすべきであり、衆議院の決算報告について院議を決議し、貴族院に送付すべき旨決議案を、決算委員長が提出したのであります。成立を見なかつたのであります。

以来、この論議を繰り返しながら戦後に至つたわけではあります。かつての帝国憲法時代と、主権在民を旨とする戦後の新憲法時代とでは、決算に対する考え方は当然異なつてしかるべきだと思ふのであります。つまり、政府は、毎年憲法第九十條及び財政法第四十條によつて、国の収入支出の決算を会計検査報告とともに国会に提出することになつておりますが、この提出された決算について、学説上は、単なる報告と解するものもあり、また、議案と解すべきであるとの説もありま

す。

一方、国会における取り扱いを見ますと、議院の先例集に見ると、決算について、「これを是認すべきか否かを審査し、是認すべきでないものについては、不法または不当と議決することとなつておりますが、実体は決算そのものを議題としながら、その決算及び会計検査院の報告についての審議結果を決議の形式で取りまとめ、これが委員

長報告として本会議で賛否を決する形式をとつており、その取り扱いについてはきわめてあいまいな点があると思ふのであります。

地方公共団体については、地方自治法第二百三十三條において、決算は監査委員の意見を付して議会の認定を得ることになっており、地方公共団体の長の責任を明確にいたしてあります。

また、諸外国の例としましては、フランス、ベルギーでは、決算を法律案として議院に提出し、議院が政府の責任を解除することとしておるのであります。

いずれにしても、わが国の国会では、決算の取り扱いが前述のごとく旧帝国憲法時代からの慣習を踏襲していることは、財政民主主義を旨とする民主憲法下の国会においては一考を要するのではないかと考えるのであります。すなわち、決算の審議につき慎重を期し、決算の取り扱いを明確ならしめるため、これを議案として取り扱うことを考慮すべきであると思ふのであります。

憲法は、第八十三條により、国の財政処理について国会中心主義を認めております。このことは、国民の租税収入等てまかなわれる国の収支について、国民の代表機関である国会が、その予算の執行について監督の立場にあることを明示しているものであり、決算についても、国会が同じ精神をもつて、財政処理の結果につき重大な関心を持つべきことは当然だと思ふのであります。

しかるに、現実には、決算が予算に劣らず重要であるにもかかわらず、十分かつ慎重な審議がなされずして承認され、決算軽視の弊すら生んできたのであります。

この点にかんがみて、現在の決算委員会の制度を改め、予算とともに決算を扱わせて、その内容の実質審議を行なう財政委員会あるいは歳入歳出委員会のような機関の設置を検討すべき時期にきていると考えるのであります。総理の見解を伺いたいのであります。

第二に、右の問題と関連して、予算科目の組み方並びに説明書の作成であります。

昭和四十二年六月一日 衆議院會議録第二十一号

昭和四十年年度決算の概要についての発言に対する中村重光君の質疑

五七四

毎年度、予算審議に際しては、大蔵省より主要経費別及び各省所管別の予算書、説明書が出され、並行して前年度決算見込み、前々年度決算報告書が出されるわけでありました。ところで、予算説明書を見ますと、その年度予算の主要な内容について要点的説明がついておりましたが、予算を広く国民に知らせるという財政法上の原則に基づいて、もっとくふうする必要があると存じます。たとえば、今日の国民生活上非常に問題となっている交通、公害等の問題については、問題ごとに予算の実態が明らかになるよう配慮すべきであると思ふのであります。かつてはそれほど大きな社会的関心事ではなかった交通、公害等の問題も、この数年の急速な都市化の中で、きわめて緊急な解決を要する政治上の課題になってまいっております。

臨時行政調査会の答申は、主として事業効果という観点から、事業別予算の方式を提案いたしておることは、周知のとおりであります。社会経済の発展に即応して、重要問題ごとに整理した形で予算を編成し、執行し、国民に公開するという行政態度こそ当然あつてしかるべしと思ふのであります。大蔵大臣はこの点に考えられるか、所見を伺いたしたいと思います。(拍手)

次に、このような問題ごとの取りまとめと説明には、前々年度決算の關係部分の報告をあわせ記載することが必要であります。国民の血税がはたしてどれだけ意欲と効率をもつて使われているか、また、どのような形式で予算が執行されたかを知るためには、ばらばらでつかみにくい予算書、説明書ではなく、一元的に整理されたわかりやすい予算書、説明書が必要であるにもかかわらず、これを改めようとする態度は、先ほど吉川議員の指摘のとおり、決算をわかりにくいものにしてよとする意識以外の何ものでもありません。決算報告のあり方に対する臨時行政調査会の答申に目を向けようとする態度とあわせて政府の反省を促すものであります。この点に対する総理並びに大蔵大臣の所見を伺いたたい。

第三に、会計検査院が昭和四十年年度の検査報告において、東京大学宇宙航空研究所の観測ロケット関係経費の諸契約について、留意事項として指摘した問題であります。

新しいロケットの製作は、開発途上という理由をもつて、特定の業者とのみ長期にわたる契約の形式をもつて随意契約を継続してありますが、これは当局の言うところの法の根拠、すなわち、契約の性質または目的が競争を許さない場合等、の会計法、予算決算及び会計令の規定する条件に合致するとは考えられません。加えて、随意契約のやり方においても、幾つもの会社から参考見積もりをもつて見積もり合わせをするという、契約上の常識的な扱いすら行っていないのであります。昭和三十一年と四十年のロケット本体の支払い経費だけでも約四億数千万円にのぼる国民のばく大な血税が、こういふずさんな契約でむざむざ使われていることを、われわれは熱く見過ごすわけにはまいりません。

また、本年度から始まる東大の素粒子研究のためのビッグサイエンスの開発建設は、五カ年計画で約二百九十億円にのぼるといわれております。これについても、ロケットと同様、ずさんな随意契約を認めるのか、明確な答弁を承りたいのであります。

会計検査院は、この種の研究開発を促進するため、概算契約から清算契約へ方法を提案し、会計法規上これを禁止する規定はないと言っておりますが、このようなことが許されるならば、国費の有効な使用の制度としての競争入札の制度は、事実上崩壊してしまふと思ふのであります。政府の見解を伺いたたいのであります。

さらに、第三次防衛による武器等の製造に關しては、武器製造費が一兆円にのぼるとするといわれるだけに、問題はきわめて重大であります。すでに兵器生産化が進むにつれ、特定メーカーと政府が長期契約を結び、両者の結合が強固になりつつある傾向は顕著であります。ロケット等の従来し、経緯、並びに経団連の防衛生産委員会の提言を

見るならば、メーカーは一度製造委託、開発委託を受ければ、随意契約により半永久的に利益を独占するに至ることは、火を見るよりも明らかであります。

われわれは、このようなばく大な国費をもつて死の商人を育成するような非常識は断じて許せないものであります。(拍手)政府は、このような武器製造による死の商人の成長は避けたいものである、会計法規上も問題なしとして容認するのか、それともこれを否定するのか、否定するならば、武器生産における独占的利益の壟断を防止するいかなる具体案を持つておられるのか、所信を明らかにされたいのであります。(拍手)

最後に、公社、公団、事業団等政府関係機関の新設、運営、監査について質問いたします。

言うまでもなく、臨時行政調査会が政府関係機関の無責任な運営体制の整理を答申して以来、この問題は、世間の批判、関心を集めてまいっておりますが、政府は、今年度においてさらにまた七つの機関を新設しようとしておられるのであります。現在、公社、公団等特殊法人の数は八百の多きにのぼっており、国の予算の半分に近い財政投融資からばく大な資金がふんだんにつぎ込まれておるのであります。もとより、これらの機関の設立の趣旨は、民間の有為の人材を登用し、お役所仕事の非効率を改めて、行政の効率的な運営をはかるにあつたと考えますが、事実は全く逆で、非効率の天下り機関と化し、古手役人の安住の地となつておられるのであります。官僚王国日本はいまや官僚亡国となりつつあるといつても決して言い過ぎではありません。臨時行政調査会が十八の機関をやりに上げて改革を迫つたにもかかわらず、いまだに実質的に手がつけれられていないのであります。

さらにまた、公団、公社、事業団等特殊法人の定義について、私の決算委員会における質問に対する、行政管理局は、はつきりした特殊法人に對する定義がないという答弁であります。何という不見識な答弁でございましょう。

総理は、関係機関に對し、公団、公社、事業団等の整理を進めるよう指示されたようでありました。しかし、笛吹けど踊らずであります。日本最高の頭脳を集め、戦後わが国における画期的な行政プログラミングとして提出された臨時行政調査会の答申が出るや、当時の行政管理局は、この改革意見に逆行する内部通達を出すごとく、この特殊法人問題に對しては、佐藤総理の官僚に對する統制力の限界を示しているのだと批判する者すらあるのであります。(拍手)

佐藤総理、あなたはほんとうに官僚や圧力団体の抵抗を排除して、勇断をもつて臨時行政調査会の答申を実行に移す決意をお持ちかどうか、この際明確にお答え願ひたいのであります。

以上数点にわたつてお尋ねをしたのであります。が、政治の姿勢を正す立場から、決算がいかに重要であるかといふことには對しましては、重ねて申し上げるまでもありません。総理は、国民の政治に對する不信感をなくするために、いかに対処されようとするのか、答弁を通じて国民にその所信を明らかにされんことを要求して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

先ほど申しましたように、決算はまことに重要な役割を果たしておりますから、政府はこの決算を重視する、こういう立場でございますが、しかしお話にもありましたように、憲法は、決算の場合はこれを「提出」、こういうことばを使い、予算の場合は「議決」、かように申しておるわけでありました。したがって、この決算が予算と同じような議案ではない、このことはもうすでに憲法も示しておる。中村君もたゞいまお読み上げになつたとおりであります。ただ、これは議案ではない、かように申しまして、十分この審議を

通じまして、予算がその目的どおり使われたか、あるいは効率的に使われたか等の審議の経過において国民にこれを知らす、こういう意味で十分その説明資料その他が完全を期さなければならぬ、これは先ほど吉川君が指摘したとおりであります。私も、そういう意味で皆さん方の御意見も十分尊重いたしまして、今後とも効率化、あるいは説明が十分できるように、そういう資料を整えることについて、十分準備してまいるつもりでございます。

次に、決算委員会を特別のものにして、財政委員会あるいは歳入歳出委員会、こういうものにしたかどうかという御提案でございますが、私はただいまの現行制度でも十分目的を達しておる、かように考えておりますので、これは国会のことでございまして、私も政府としては、ただいま決算委員会を改定するような考え方はございません。

次に、予算の分類の問題でございますが、これは臨調の答申にもありますけれども、いかにも一元的に整理される非常にわかりやすいようなお話でございます。しかし、ただいままでの予算の方式、これは基礎的な考え方、今日予算編成がなされておりますし、それを改定するということはたゞ形式だけの問題ではないように思われますので、十分慎重に研究し、検討して結論を出すべきものだ、私はいかに考えております。

次に、今度御審議を得ました素粒子研究の巨大加速器の建設の問題であります。この巨大加速器の建設の問題は、きわめて高度な専門的な知識を必要とするように私は考えております。ただいまどういふようにこれを発注するか、まだ方針はきめておりません。十分これらの点については、御指摘もございましたので、検討いたしまして、万遍漏れなきを期していきたい、かように考えておるわけでありまして。

三次防の武器の開発委託あるいはその調達等についても、いろいろ御指摘がございました。今後

私もこれらの問題の整理にあたりましては、申すまでもなく、会計法規に従ってこれらの開発委託あるいは調達、これにかかるとございまして、そういう際に、最も大事なことは、公正でありながら厳正である、そして疑惑を受けるようなことがあつてはならない、かように思っていますので、特に関係の当局につきましては注意するつもりでございます。

最後に、公社、公団等の整理についてのお尋ねであります。ただいま、ただ単に臨調が例示いたしました十八ばかりではございません、百八の全部について行政管理局でひとつ再検討して、これらの特殊法人、この整理統合等を考えてございまして、そういう際に、御指摘がございましたが、官僚に牛耳られるとか、あるいは圧力団体に振り回される、こういうようなことはなつておりません。どうか実績をごらんになって、しる上で御批判をお願いしたいと思います。(拍手)

○国務大臣(水田三喜男君) 現在の予算制度では、組織別、目的別、使途別という分類を行なっておりますが、その分類の中で、この目的別の区分というところでは、すでに事業別分類の方式を相当取り入れているというのがいまの実情でございます。しかし、これを全部事業別の分類に編成しろということになりますと、いまの予算制度、会計制度の根本に揺れる問題でございますので、これは財政制度審議会の手にかけて検討しようというふうには私は考えております。しかし、その間におきまして、御指摘のような改善というものは逐次くふうしてまいりたいというふうに考えています。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 吉田賢一君。
〔吉田賢一君登壇〕

○吉田賢一君 私、民主社会党を代表して、ただいま説明のありました昭和四十年年度決算等について、以下数項目について政府の所信を伺います。

第一、臨時行政調査会の答申について。

行政改革の声は久しい。しかし、戦後五たびの行政改革を目ざす審議会の答申も、失敗の歴史でありました。なぜか。わが国は、政治行政の腐敗のあとを絶たず、現状維持とエゴイズムと権限の拡大は官僚の本能で、これが改革をはばんだ要因であった。政治姿勢を正し、均衡ある社会建設のため、行政改革実現の要請は急であります。臨時行政調査会は、この国民的要請にこたえた。行政改革の主眼点は、次の六つの柱であります。

一は、内閣及び各省間の行政の総合調整の必要と、その機能の強化であります。すなわち、内閣の指導性の確立、行政の総合企画力、運営の統一性の確保、中央のトップマネージメント体制の整備などです。

二は、行政の民主化であります。すなわち、行政は、国民に便利な、身近に国民の批判も受けつつ、国民のため実情に合った行政、できるだけ国民負担を軽くし、官僚主義を排除して、広く国民とともに行政を行く行政であらねばなりません。

三は、行政の過度の膨張の抑制と、中央集権の排除であります。現状は、逆に、機構は膨張の一途をたどり、権限は中央に集中し、陳情政治の弊害目をおおるものがあります。この実態を改めて、中央は企画、管理、統制の機能を実現し、事務は極力地方にまかせべきであります。

四は、行政運営の合理化、効率化です。行政は、民間企業に比して非効率、低生産の標本のごとく、特に原価意識に乏しく、画一的、形式主義で、責任体制は不明確であります。行政の具体的な目標が欠如しております。これら行政運営の抜本的改革が急務でなければなりません。

五は、新しい行政需要の対策であります。特に科学技術、青少年、消費者行政、公害並びに交通対策などの新需要の行政には、特段の対策を必要といたします。

六は、公務員制度の改革です。すなわち、行政運営は結局人です。公務員によります。公務員

は、政策の実行者でもあり、かつまた社会的価値開発の公共管理者でもあります。かかる見地から、公務員に、その任務と使命について自覚と情熱を求め、名実ともに魅力ある地位と処遇を確保し、不当な政治介入を排除し、政治中立、合理的人事管理等への改革であります。

以上六項目が行政改革の骨子、大要であります。これらに対し、佐藤総理の具体的、明確な御所信を伺いたい。(拍手)

池田首相は、生前、情熱を傾けてその実現方を約し、また、佐藤総理も、しばしば施政演説で、答申の尊重を約されたが、現実には、答申後すでに二年八カ月、行革の実績はあがらず、見るべきものなく、わずかに定員膨張の抑制等、消極的成果にすぎません。積極的な、内閣機構以下十六項目にわたる広範な行政改革には、政府内部に熱意がありません。佐藤内閣とその政治責任を一にするや、党にも、積極性が乏しい。臨時行政調査会会長だった佐藤喜一郎氏は、この行政改革を実現するならば一兆円の節約になると、昨年二月国会で発言しました。またには、切実な財政需要が無限に存在する今日、この佐藤発言こそ、国民には大きな魅力でなければなりません。歴史的なこの臨調の行政改革への勧告は、内閣の首班がそのリーダーシップを発揮して、勇断をもって全面的実現に邁進する以外に道はありません。佐藤総理の基本方針を伺いまして、また松平長官より具体的な実現のプログラムを伺ってみたいのであります。

第二は、事業別予算制度についてです。膨大な国の予算はすべて国民の血税である。この血税は百円たりとも有効、有益に使われねばなりません。年々繰り返される膨大な予算の浪費、不正、財政汚職の根絶のため、また、経済と社会開発の均衡のとれた国づくり実現のためにも、いま現行の予算制度を根本的に再検討すべき段階まで来ております。

現行予算制度の内包する基本的欠陥は、予算編成に客観性を欠き、予算会計の総計予算主義、単

昭和四十二年六月一日 衆議院會議録第二十二号

昭和四十年年度決算の概要についての発言に対する吉田賢一君の質疑

五七六

年度制度などの原則が画一的であります。予算の執行と決算が軽視せられ、財政の統一性が著しくそこなわれ、また、会計事務は複雑化しております。この欠陥を根本的に改善して、予算の獲得には血道を上げて、決算にははおかふりして通るといふこの陋習を一掃し、予算本位から決算本位、業績と効率重視の予算制度に移行せしむるため、臨調もこれを勧告し、また、先年アメリカのフォーバー委員会の勧告以来、アメリカ、フィリピン、国連等におきまして実施せられておりますいわけの事業別予算制度の積極的導入をしてはどうです。申すまでもなく、この制度は、予算はだれが使うのかというのが主ではありません。何の目的に使うのかというのが、この予算制度の中心であります。

現行制度は、所管、組織を区分して、経費と行政権限の結びを示しております。議決事項の項で目的別を示し、目を行政科目としておる。予算の事業計画、子定業績、前年度の実績などは、現在は一覧してわかるものがあります。歳入歳出予算書、予算参照書、各省所管予算説明書、予算各目明細書、決算書などをこれと総合すれば理解ができます。

事業計画を基本に予算を編成して、行政目的の達成を予算の主眼とする。この機能は、予算内容を国民に知らしめて、国会審議のために予算の計画する情報を提供し、実績の検討によって国会の予算統制、行政管理をする。この機能は、予算の編成、国会審議、執行統制、検査、決算の段階において発揮せられましよう。そして現在の予算制度に対して、特に経済的合理性と能率性を強調します。予算の早期化、弾力化を求めるものであります。特に予算編成の段階における猛烈な陳情合戦の弊害と、執行段階におきましては大臣の任期が戦後平均九カ月、うち五カ月は国会に局長らと締めつけになり、事務官は予算通過前に執行準備ができず、八月の次年度の予算要求準備等に忙殺されておる現状は、また国会にも反省の要はありますまいか。

事業別予算制度は、業績を数量的に把握可能なもの、困難なもの、またこの制度を一部取り入れたものなどを区別いたしまして、予算制度全般にわたってすみやかに検討を加え、可能なものより逐次実施に移してはどうでしょう。なお、この制度につきましましては、財政制度審議会にすみやかに諮問せられてはいかん。

以上、事業別予算制度導入に関して、基本施策については佐藤総理の所見を、具体的な導入問題については水田大蔵大臣の所見を伺います。

第三は、補助金について。

補助金、負担金、交付金等国の地方公共団体または公社公団等に対する財源、資金の交付は逐年増加しています。一般会計、特別会計、政府関係機関の補助金の総計は、昭和四十年年度におきまして二兆三千六百九十九億円、四十一年度には二兆六千五百七十一億円、四十二年におきましては二兆九千八百八十九億円のほり、国の一般会計の約六〇％に相当します。その目数も、四十年には一千七百七十四億、四十一年度には一千七百七十四億、四十二年には千四百四十九億のほり、地方財政に占める比率は、その総収入の約三〇％に相当します。

補助金等合理化審議会は、昭和三十八年十二月、総理大臣に対して、国と地方行政全般の見地から、改善、合理化の方策につき、問題の所在と合理化対策を答申しました。そしてその実態の指摘と対策は、いままなお適切であり、生きています。

この補助金の膨張は、行政需要に必要な財源の確保であつても、地方団体にも深刻な種々の弊害が生じてきました。新しい行政事務につき、国と地方の行政責任の分担関係の混乱、あるいは補助金の複雑多様化と細分化を生み、行政は非効率化していき、結局、地方財政の自主性を失い、いみじくも全国知事会は、昨年十二月、その実態を明らかにして、補助金等合理化につき政府に要望しました。それは、さきの合理化審議会の答申と符節を合わせたものであります。

すなわち、政府はこの際、国と地方団体間の行政事務の再配分を明確にすること、国と地方団体間に租税等、根本的に財源の再配分につきましては積極的に検討を加え、また、客観的基準もなく漫然と増大していく多種多様な補助金制度をすみやかに根本的に合理化し、財政の効率の秩序を回復してはどうでしょう。全国の地方団体、公社、公団等は、補助金を得るために、年がら年じゅう予算編成期には中央に向かって陳情に殺到する、この、憂うべき、人と財貨の膨大な浪費、これをめぐって不当な政治勢力の介入が政治、行政の腐敗の原因となる、これはまことに重大であります。

佐藤総理は、右補助金合理化の重要性と根本対策につき、いかに考えられましよう。水田大蔵大臣は、その具体的実施方針について所見を明らかにせられたのであります。

最後に、公社、公団等について。

わが国に、現在、公社、公団、公庫、事業団等特殊法人は百八つあります。これら法人は、明確な定義も、設立の統一基準も見当たりません。が、政府の実施事務をより能率的に行なうために設立せられ、行政の補完的性格を持ち、また、自活能力が設立の前提になっております。その能力を与える限り、自主性を尊重し、不要の統制の排除を要請するとともに、経営結果の責任を負うていますが、他面、過度の監督、統制、または天下り人事、親方日の丸意識による予算の浪費、便乗的乱設、こういった弊害が表面化してきました。ことに四十二年度、公社、公団への国庫補助金は、総計八百五十八億のほつています。政府は、この段階におきまして、公社、公団の本質につき根本的に検討する用意はありませんか。また、これら法人は、すべて国会を通じ、その行政責任を明確にされなければならぬと思うが、いかん、松平長官の所見を伺います。

臨調は、公社、公団の整理統合につき全面的に検討し、その改革の実施を早期に実現することを強く勧告していますが、その基準として、一、設立の目的機能を果たしたものは廃止、二、同種業務のあるものは統合、三、財務的に自営能力のないものは本省の附属機関に改組、または地方公共団体に委譲、四、その他の特殊事情、と分類しましたが、該当する公社、公団は、次に例示したところの十八公社、公団のほかにあるのかどうか、松平長官に伺います。

かくて、改組、再編成すべきものとして十八公社、公団を例示しました。すなわち、愛知用水公団、鉄道建設公団、水資源開発公団等十八法人について、理由を付して勧告しました。解散、業務の再検討、他の特殊法人への吸収、行政機構を強化再編成、統合して新研究機関へ改組すること、民法法人化、管理機構の強化、政府出資増による財源強化、あるいは他の事業団へ開放の検討等、多岐に分かれております。この勧告の後、改組、再編成の作業はどうです。

また、最近、内閣の不統一、特に主管大臣のうちには、勧告の趣旨に反対し、もしくは批判的な国会発言があつたと聞きますが、これはどうです。また、伝えられる去る三月七日の行政組織簡素化の閣議の申し合わせ、その趣旨はどうです。公社、公団のあり方、その整理統合の基本方針につきましては、佐藤総理の所見を伺い、閣内統一の事実のあるなしをあわせて伺いたい。具体的改組、再編成への推進につきましては、松平長官の懇切な所見を伺います。

(拍手)

以上、これをもって質問を終了いたします。

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 吉田君にお答えいたします。

は、いずれも行政改革する場合に特に注意すべき方向だ、かように私も考えております。同感でございます。

そこで、政府が行政改革に乗り出すということ、そのことがいかにむずかしいかということとはよくおわかりであります。政府に対して多分に御同情を賜わっております。しかし、私は、これがいかにむずかしいかを、政府といたしましては、意を決してこの問題と真剣に取り組もう、かように考えておるのであります。また、すでにそういう意味の指図もいたしております。この点では、行政機構の改革並びに公社、公団等の整理、統廃合等につきましても、閣内に意見が不一致、かようなことはございせんから、どうか御心配のないように、その点は政府におまかせを願いたいと思っております。

ただ、この問題はそう簡単に結論は出ておりませんので、ただいま私が指示いたしました、各省においてこの方針に協力するように実は申し上げたのであります。これは特に私が申しましたのは、佐藤内閣の一つの基本的な政策なんだ、そういう意味で、各大臣の協力を求めておるような次第であります。(何もやっけないじゃないか)と呼ぶ者あり)何もやらぬことはございせん。そのうちに出来てまいります。私がしばしば申し上げますように、この臨調の答申というものは、根本的なものもあり、そうして多種多様で、広範多岐にわたっております。したがって、もうすでに二年たつておる、その間に何もいらない、かようなじれったさも皆さん方感じていらつしやるだろうと思ひますけれども、ただいま申すように、根本的な問題でありますから、真剣に取り組んで、そうしてできるだけ早くその結論を出すようにいたしたいと思っております。

次に、臨調の勧告のうちに、予算制度に関するものがございします。その詳細は大蔵大臣からお答えするとして、先ほども中村君にお答えいたしましたように、私は、この問題をさらに検討

討する必要がある、かように思ひますが、ただいま直ちに臨調の勧告の線で全部を片づける、かような考えにはまだなっておりません。しかし、すでにこの臨調の勧告が指示しておりますように、事務の効率化をはかるとか、あるいは執行は弾力的でなければならぬとか、あるいは補助金の合理化だとか、事業別予算制度、これは別といたしまして、ただいまのような点につきましては私は勧告どおりの方向で努力しておること、これはもうすでにおわかりだと思ひます。

次に、補助金の整理の問題であります。これは、御指摘になりましたように、財政の効率的な運用をする、こういう意味から、これは零細補助金の整理に積極的に取り組んだのでございします。これらの点は、御審議をいただきまして、で、おわかりだと思ひます。

以上、お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) 予算制度の全面改革についての御質問でございしますが、事業別分類に徴した編成がえをしようとするのは、さつき申し上げましたように、現行制度の根本に触れる問題でございします。これはやはり財政制度審議会の手にかかつて検討する必要があると存じます。そこで、昨年この問題を財政制度審議会に御説明いたしました。昨年は公債発行を中心とする問題、特に減債制度の問題を中心として、いろいろ検討すべき事項が多かったために、審議会はとうとうこの問題に触れずに昨年は終わっている、これが実情でございします。今後あらためてこの問題の検討をお願いしようというふうにいま考えておるところでございします。

それから、補助金の整理でございしますが、昭和四十二年度の予算で見ますと、一般会計、特別会計、政府関係機関、この三つの中における補助金等は約三兆円に及ぶ膨大なものでございしますが、大部分は公共事業関係の補助金、生活保護費、社

会保障関係の補助金、文教関係の補助金とか、あるいは地方交付税交付金というふうなもので、どうしても必要不可欠なもののように思ひます。す。しかし、国の財政の効率化というふうなことから考えますと、これはまだまだ合理化すべき部門があるという答申でございします。この線に沿ってできるだけ合理化の努力はいたしたいと思ひますが、もしそれをしようとする、やはり中央、地方の事務の再配分、中央、地方の財源の再配分、この問題についてもう一歩根本的な検討を加えなければ、補助金問題の合理化はできないというふうな考えられます。今後この問題とあわせて、やはり中央、地方の税の再配分といふところまで問題を進めて、その過程においてこの合理化をはかりたいと考えています。

本年度におきましては、先ほど総理からお話がございしましたように、零細補助金だけに限って、百七十一項目について改廃統合をいたしました。が、来年度から大きな問題のほうの合理化に私どもは入っていきたく考えております。(拍手)

〔国務大臣松平勇雄君登壇〕

○国務大臣(松平勇雄君) 私へのお尋ねは、答申があつてから相当期間がたつておるが、行革の実績は見るべきものがない、なお、今後どんなプログラムで進行するかというふうなお尋ねのように拝聴いたしました。

御承知のように、臨調の答申は、先ほど総理からお話がございしましたように、非常に広範にわたつております。同時に、行政の基本的問題に関係する問題でございします。その実現には非常に時間がかかるわけでございしますが、政府においては、これまでもできるものから逐次実施することとし、すでに次のようにその一部について実現をはかつておるのでございします。すなわち、消費者行政の改革、次に、青少年行政の改革、審議会等の整理、再編成、また機構の統廃合、それから許可等の整理、事務運営の改善等、府内内部の措置で各庁に行政相談担当者の設置をいたし、そ

してまた、さらに通関関係連絡の行政の改善、そういうものもやつてまいりました。そのほか、内閣機能の強化のための内閣補佐官の設置については、慎重検討の結果、結論を得て、今国会で関係法案の御審議をわづらわしているところでございします。

今後の政府の方針としては、これまでも委員会等の席上で申し述べましたとおり、本年度は部局並びに特殊法人等の組織の整理、再編成を重点的に推進をはかることといたしまして、特殊法人等については、その全部について、すなわち百八の特種法人について、目下行政管理局においてその実態調査を実施中とございします。この調査は本年の八月末までに完了いたすと考えてございまして、その調査結果を待って、本質的なあり方を含め基本的な検討を行なつて、来年度の予算編成に間に合うよう結論を得たいと思つております。

次に、公社、公団の特殊法人の本質並びに国会への行政責任はどうなつているかというふうなお尋ねと拝聴いたしました。行政管理局が審査の対象としております法人は、行政管理局設置法第二条の四の二にございします。法律によつて直接に設立されるか、または特別の法律によつて政府が設立委員を任命して設立されるものでありまして、その目的は公共性の高いものであり、主たる役員は政府によつて任命され、政府の特別の監督に服し、また、財政的には出資その他の方法で国より特別の配慮がなされているものでありまして、法律上の人格こそ国とは別のものでございしますが、その機能の実質において国の行政機関に準ずる性質のものでございします。国会との関係につきましましては、三公社、公庫、銀行の予算が国会に提出されることになっておりますが、その他については、主務大臣、内閣を通じて責任を負うものでございします。

なお第三に、再編成の必要なものは、臨調答申の指摘しておる十八公社以外にあるかというふうなお尋ねでございしますが、これは先ほども申し上げ

昭和四十二年六月一日 衆議院會議録第二十一号

昭和四十年年度決算の概要についての発言に対する中野明君の質疑

五七八

けましたように、百八の全部の特殊法人につきま
してたまたま調査を行なっておりまして、その結
論を得てからこの対象を決定することになってお
ります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 中野明君。

〔中野明君登壇〕

○中野明君 私は、公明党を代表して、ただいま
説明のありました昭和四十年年度一般会計歳入歳出
決算外三件について、総理並びに関係大臣に若干
の質問をいたします。

総理は、先ほども、予算の重要性についてはお
述べになりましたが、常に予算と決算はうらはら
の関係にあると、絶えず事の重要性を示しておら
れるのであります。そこで総理にお伺いしたい
のであります。四十年年度決算におきまして、会
計検査院は、総数三百七十二件、十六億二千万
円に及ぶ不当事項を指摘しているのであります。し
かもこれは検査のあり方がいわれる抜き取り検査
であり、つばさに検討するときには膨大な不正
不当支出になるであろうと危惧する向きもきわめ
て多いのであります。このような事実について、
行政上の責任者である総理はどうお考えになつて
おるか、承りたいのでございます。

また、そのうち、農林、建設、大蔵、厚生関係
の公共事業関係の国庫補助事業並びに保険料、租
税徴収等は、例年、不当事項として指摘を受けて
いるのであります。もちろん、関係省庁において
は、当該問題について一応の措置をし、かつ報告
はされているようにございしますが、このように毎
年同じ誤りを繰り返すことは、全く行政の不手ぎ
わといわざるを得ないものであります。(拍手)当
該問題だけの措置ではなく、抜本的対策を確立す
べきであると思ふのでございますが、さきに申
した述べた事項につきまして、農林、大蔵、建設、
厚生各大臣の答弁を伺いたしたのであります。

さて、先ほども質疑がありましたが、四十
年度は自民党内閣のいわゆる高度成長のひずみ

が、消費者物価の上昇、低生産部門の立ちおくれ
となり、国民生活に重大な影響を引き起こしたの
であります。したがって、政府は予算編成の方針
をこれら物価対策あるいは低生産部門の近代化な
どを重点に施策を掲げたものであります。しか
し、そのようになせつたかの施策も、決算から立ち
戻って見たときに、その効果があがっておらない
というところを指摘せざるを得ないのであります。
すなわち、全般的にたまたまでさへ少ない、このよ
うに不満一ぱいの予算でありながら、不用額及び
繰り越し額において、それぞれ二百十二億円と四
百二十六億円の、これだけのものを出してござい
ます。このこと自体がすでに問題であると私は思
います。

その不用額の一例をいたしまして、中小企業対
策費の中で近代化促進補助金、これらを中心に不
用額三十八億二千万円を出してございします。対策費
全額の約三六%に当たる不用でございします。しか
も三十九年度にはこれまた不用額二十一億円を出
してございします。四十一年度も二十億円の及ぶ不
用額を出すと聞いてございします。このことは、確かに
政府の中小企業対策の見通しの誤りであり、予算
編成と執行が全く当初の目的を果たしていないこ
とを物語るものでございします。ただ予算をつけた
だけで対策は終わった、このような程度にしか
思っていないのではないかと感じを深くするも
のでございします。政府は、四十二年予算におい
て、事業団を設立して、その責任の転嫁をはから
れているようにありますが、受け入れの地方公共
団体との関係がはつきりしなくては、しよせん、
事業団をつくらうとも同じような結果におちい
ることは必定であります。通産大臣の見解を伺いた
いのであります。

同じく不用額の一例として、給食用脱脂乳補助
金において不用額四千百万円を出してござい
ますが、これは品物がなかったわけでもなく、要望が
ないわけでもございしません。児童を持つ保護者の
切実な願いでございします。それにもかかわらず、

牛乳に直せば約四百万本近くに当たる不用額を出
しているというところは、まことにかわいそうなこ
とだと思ふのであります。人間尊重、青少年育成
を特に叫ばれる総理としていかがお考えになる
か、お伺いしたいのでございします。

文部大臣も、地方財政を考慮に入れないで予算
を組むという行政の不手ぎわの責任は免れないと
考えるものであります。これではせつかつく予算
が何にもなっておりません。文部大臣の答弁を求
めるものであります。

次に、国営かんがい排水工事において、昭和十
九年、事業費八億八千万円、工期十一年で着工し
た秋田県の雄物川筋工事は、完成予定が、何と十
四年も延びる事態となり、事業費は当初の約七
倍、五十六億円も必要となつておるのを筆頭に
しまして、全国四十三カ所で八百五十億円の当初事
業費の計画が、工事遅延等の理由で六倍以上の五
千四百億円が完成までに必要と発表されてござい
ます。全く無責任、無計画、無監督のこの状況は、
とうてい納税者の納得いかないところでございま
す。しかも三分の一の十一カ所が、現在まで二百
二十二億円の国費を投じながら、増産効果ゼロと
いう、まことに不経済きわまるものであります。
政治のこのような失敗と矛盾を総理は一体どう考
えられるのか、指導監督の責任をどうするのか、
農林大臣にもお伺いするものでございします。

同じく、国営干拓事業においても、貴重な農林
予算の中からでき上がった農地、あるいは土地改
良、牧野開発、用排水工事に膨大な経費を投入し
ながら、その効果もあらわれないうちに、工場用
地に、住宅団地に、あるいは観光施設等に転用が
平気で行なわれている事実であります。このよう
な行政当局の一貫性のない、計画性のない無責任
な姿勢が不当不正支出を誘発させているとも言え
るのであります。この種の問題について今後どの
ような改善措置をとられるのか、重ねて総理並び
に農林大臣の見解をお伺いしたいのであります。
すでに御承知でありましようが、欧米先進国、

たとえばアメリカでは、会計検査院より指摘を受
けたものは、その支出に責任のある官吏は支出金
額を国庫に返済することになっております。イギ
リスにおいても、決算審査の結果なされた決議、
勧告は、行政庁が将来において措置することを強
制できる等、きびしい制度をもつて臨んでいるの
であります。これらは民主主義国家にあっては当
然の処置であると考えられるものであります。

また、わが国においても、先ほどお話がござい
ましたように、地方自治体の決算は認定を規定
し、もし認定されない場合には、首長並びに出納
長、収入役等の政治的責任が問われるのでありま
す。これは、いわゆる予算の執行、すなわち決算
の意義を重大視し、もつて主権者たる国民ないし
地域住民に対する責任の所在を明確にしたもので
あります。すなわち、われわれの納めている税金
が実際にどのように使われているのかということ
は、だれもが抱く疑問であります。この疑問に答
えるのが、民主主義国家にあっては当然の責任で
あり、また義務であると思ふものであります。

ところが、国会においての現実、はなやかな
予算審議とはまるで別の問題のように、決算審議
が驚くほど安易に行なわれていることにあらんとす
るものであります。しかし、近年公明党が提起し
てより端を発した国有財産払い下げ等にまつわる
黒い霧問題以来、決算審議が脚光を浴びてくるに
つけ、決算の重要性があらためて国民の間に認識
されてきたことは、まことに喜ばしいことであり
ます。(拍手)われわれは、国権の最高機関である
国会が、国民の血税の使途を監視することは、民
主主義の精神の当然の要請であると確信するもの
であります。(拍手)

そこで、最後に、総理にお伺いしたいのであり
ます。
その第一は、決算というものは単なる報告事項だ
から、決算そのものについての国会の評価や決算
についての認否の意思を求める必要はないという

お考えなのかどうか、お尋ねいたします。

第二点は、決算の取り扱いに關して、明治の欽定憲法下での予算に対する考え方、すなわち、予算は国のお金あるいは天皇の金だという当時の認識をそのまま踏襲することは、主権在民、議會民主主義のもと、国の予算は国民の血税であるという今日では、とうていそぐわないものと思うのでありますが、この点どうお考えか、お尋ねいたします。

その第三は、国会が独自に決算を承認すべき議案として取り扱うことを決定した場合、政府はその提出にあたって、承認を求める議案として提出し、説明すべきものと考へますが、この点いかにお考えか、お尋ねいたします。

以上三点に要約いたしました、具体的に御返事を願います。

予算とともに、決算こそ、血税の行くを監視する最も大切な審議であるがゆゑに、政府並びに總理の決算に対する姿勢は、国政全般に及ぼす影響まことに大なることはいない事実であります。ゆゑに、堂々と国会審議の洗礼を受け、ガラス張りであらゆる証拠と資料を提供して審議を行ない、是非は非として認め、今後の具体的な改善策を明らかにし、次の予算に生かすことこそ、前進への反省であり、国民のひとしく期待しているところであります。国民全体に根ざした政治不信を晴らすことこそ、現在の政治家に課せられた最大の責任であることを銘記されて、總理は勇断をもつて政府が国の決算に關して、きつかりした一歩前進の姿勢を打ち立てられることこそ、国家財政を正す基本であるがゆゑに、重ねて強く要望をいたしました。私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣總理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣總理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

会計検査院という制度があり、そうして行政を予算の執行を通じて検査してあること、これはもうすでに御承知のとおりであります。いまま

お多数の不当事項その他注意事項等受けておる、これは確かに行政の不手ぎわでもございませう。

これは、この点につきまして、決算の重要性から、行政を担当する者として十分注意しなければならぬ。またそのために姿勢を正す、また綱紀を肅正する、また、事務にふさわしき者につきましては、さらに教養を積むようにするとか、いろいろの処置をとりまして、会計検査院を受けましても不当事項として指摘されることがないようにいたしたい。特に政府が注意し、留意しておるところでございませう。

この具体的な案件について御指摘がございまして、私は、これらの点については、それぞれの担当所管大臣から説明をお聞き取りいたしたいと思ひます。

また、最後にお話のありました問題ですが、決算と予算との取り扱い方の相違、これについていろいろの御注文をおつけになりました。しかし、ただいまの憲法は、先ほどから御説明申し上げておりますように、予算では議決、また、決算の場合には提出、かようになっておりますので、私も憲法を忠実に守つておるつもりであります。(拍手)

〔國務大臣水田三喜男君登壇〕

○國務大臣(水田三喜男君) 大蔵省關係の不当事項のおもなるものは、徴税の過不足ということでございます。最近の都市集中に伴つて、全国的に見まして税務の繁閑がございまして、税務署の新設、廃止をいたし、また、税務機構を改善し、部内監査の充実とか税務指導の強化というふうなことから、その再発を防ぐことにいたし、非常に苦心しておりますが、毎年、なかなか根絶しないで、常に税を中心とする不当事項の指摘を受けておることは、申しわけないと存じます。さらに一そう部内に注意を喚起するようにいたし、こういふことのないようにいたしたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣倉石忠雄君登壇〕

○國務大臣(倉石忠雄君) お答えいたします。

国営雄物川地区は、当初用水改良のみを行なう目的で着手いたしましたものでありますが、事業の進捗に伴ひまして、地元から強い要望がございまして、排水改良もあわせて行なうことといたしましたので、事業の完成はおくれておるわけでありませう。昭和三十九年度に四排水路の新設改修を事業計画に組み入れることといたしました。このため排水路は四十年から着手することとなりまして、自來今日まで鋭意工事を行つておるわけでありませうが、この地区の全事業は昭和四十五年度には完了する予定でございませう。おくれておりますのは、当初事業着手のときの目的と、さらにその目的が地元の熱意なる要望によつて増加されておる結果であるということをお断り承知いたします。

国営干拓事業の用地転用につきましては、干拓工事というものは、着工後その完了までは、御承知のようにきつめて長時間を要するものでございませうけれども、その間に近年の著しい経済成長に伴う立地条件の急激な変化によりまして、これもやはり当該地区の農用地として初め利用することが目的であつたのが、その目的だけでその干拓を活用するということについて非常な困難を生ずるような事態が各地に起こつておることは、よく御承知のとおりであります。したがつて、これらの地元の強い要望及びその地方における経済上の変化等によりまして、やむを得ずはかの用途に転用いたしましたものでありまして、その場合にも極力その用途は公共用途に充てるように配慮することとはもちろんであります。あわせて、投下いたしました国費を用途以外に使用する場合には、明白にこれを国家が回収いたしております。

もう一つ、農林省に對しての会計検査院の指摘事項の処理についてお尋ねでございませうが、農林省關係の直轄事業及び補助事業等の実施にあたりましては、その会計経理の厳正な執行を期するよう不斷に努力をいたしておるわけでありませうが、昭和四十年における会計検査院の決算検査報告

におきまして、御存じのように、不当事項として百五十六件の指摘を見ましたことは、まことに遺憾千萬であります。前年の三百六十一件に比べますと、ちやうど半減いたしております。当省といたしましては、指摘を受けました事項については、それぞれ手直し工事やその補助金相当額の返還等の措置をとりましたことはもちろんであります。また、地方部局及び都道府県等を通ずる指導監督の整備をいたしまして、担当職員に対する指導研修、業者の選定等の適正化をはかりまして、この事業が国民の期待に沿うような適正化を期してまいることとさらに一段の努力を進めてまいりたいと思つております。(拍手)

〔國務大臣菅野和太郎君登壇〕

○國務大臣(菅野和太郎君) 中小企業の資金が不用品になつた金額が多いじゃないかといふことは、お説のとおりであります。そこで、せつかく皆さん方の御協賛を得て計上した予算がどうしてそれほど多額の不用額を出したかといふことにつきましましては、皆さん御承知のとおり、昭和三十九年から四十年の上半期にわたつての不景氣、経済界の不況といふことが原因としておりまして、それによつて民間の設備が縮小されたといふこと、もう一つは、せつかく高度化の計画をいたしておりましたけれども、その不況のためにその計画を繰り延べなければならぬといふことが原因だと思ふのであります。それからもう一つは、やはり指導がよろしきを得なかつたのではないかと思ふのであります。高度化資金は、これを運用するためには、やはり第一線にある府県の職員あるいは通産局あたりがもう少し指導しなければならなかつたのではないかと、こう存するのであります。したがつて、今後の対策をいたしましては、この高度化資金の貸し付けの条件を大幅に改善するし、また、指導と助成とももう少し効果的にやりたいといふことで、たとえば府県の職員の研修をやつたりなどしますし、それらをあわせて、今回中小企業振興事業団を設けまして、そうして

これらの高度化資金あるいは近代化資金をひとつ完全に運用したい、こう存しておる次第であります。(拍手)

〔国務大臣鈴木幸弘君登壇〕

○国務大臣(鈴木幸弘君) 御指摘のとおり、四十一年の学校給食用脱脂粉乳の購入費補助金二十三億五千八百万の予算のうち、御指摘のような不用額ができましたことは、まことに申しわけないと存じます。ただ、四十一年におきましては、財政上の要求から、年度中途におきましてある費目におきまして一〇%の節約を要求されました。すなわち、学校給食施設費の補助金につきまして年度中途から一〇%の削減をいたしましたのでございまして、その結果、計画どおり実施ができませんで、学校給食を予定いたしておりましたのが途中で延期せざるを得なかったものでございます。その関係で約三%弱の不用額を出したのでございますが、私どもでもできるだけ計画の線に沿ひまして完全に実施するように努力をしてみたいと存じますし、ちなみに四十一年におきましては、予算額二十億六千八百万でございますが、この不用額は五百萬圓足らずでございます。ほぼ計画どおりに実施をいたしておるということが言えると思うのでございます。今後とも予算を完全に実施いたしますように努力をいたす考えでございます。(拍手)

〔国務大臣西村英一君登壇〕

○国務大臣(西村英一君) 建設省所管の公共事業の施行にあたりましては、国費の適正かつ効率的な使用ができますように指導改善をいたしてまいったのでございます。したがひまして多少指摘事項は減つたのでございますが、なお指摘事項が

ありますことに対しては遺憾の次第でございます。今後とも工事の施行体制の改善あるいは地方公共団体の指導監督を強化してまいりまして、指摘事項がないようにつとめてまいりたい、かように考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣坊秀男君登壇〕

○国務大臣(坊秀男君) 会計検査院から、保険料の徴収不足など、毎年同じような問題で指摘を受けておりますことは、まことに遺憾にたえません。指摘を受けた点につきましては、そのつど是正改善の措置をとらせておりますが、今後は、施行途中の調査を強化し、あるいは業務監査を随時行なうなど、さらに一そう指導監督の徹底をはかり、経理の適正を期する所存でございます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 登録免許税法案(内閣提出)

日程第二 登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第一、登録免許税法案、日程第二、登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

登録免許税法案

右 国会に提出する。

昭和四十二年四月五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

登録免許税法

登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 課税標準及び税率(第九条―第二十条)

第三章 納付及び還付

第一節 納付(第二十一条―第三十条)

第二節 還付(第三十一条)

第四章 雑則(第三十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、登録免許税について、課税の範囲、納税義務者、課税標準、税率、納付及び還付の手續並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(課税の範囲)

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定及び技能証明(以下「登記等」という。)について課する。(納税義務者)

第三条 登録等を受ける者は、この法律により登録免許税を納める義務がある。この場合において、当該登記等を受ける者が二人以上あるときは、これらの者は、連帯して登録免許税を納付する義務を負う。

(公共法人等が受ける登記等の非課税)

第四条 国及び別表第二に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。

2 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等(同表の第四欄に大蔵省令で定める書類の添付があるものに限り)の規定がある登記等にあつては、当該書類を添付して受けるものに限る。)

については、登録免許税を課さない。

(非課税登記等)

第五条 次に掲げる登記等(第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類を添付して受けるものに限り)については、登録免許税を課さない。

一 国又は別表第二に掲げる者がこれらの者以外の者に代位してする登記又は登録

二 登記機関(登記官又は登記以外の登記等をする官庁若しくは団体の長をいう。以下同じ。)が職権に基づいてする登記又は登録で政令で定めるもの

三 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二編第四章第七節(会社の整理)又は第九節第二款(特別清算)の規定による株式会社(以下「株式会社」という。)の整理又は特別清算に關し裁判所の嘱託によりする登記又は登録

四 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第四十九号)第三条第一項及び第二項又は第四條(住居表示の実施手續等)の規定による住居表示の実施又は変更に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

五 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更(その変更に伴う地番の変更及び次号に規定する事業の施行に伴う地番の変更を含む。)に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

六 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項(定義)に規定する土地改良事業又は土地地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二条第一項(定義)に規定する土地地区画整理事業の施行のため必要な土地又は建物に關する登記

七 公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律(昭和三十六年法律第九号)第二条第一号(定義)に規定する市街地改造事業又

は防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第百十号）第五十五条第一項（地方公共団体が施行する防災建築街区造成事業）の規定による防災建築街区造成事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記でこれらの事業の施行者の嘱託に係るもの

八 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第三十二条の二第一項（代位登記）の規定による土地に関する登記

九 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十四条第二項（登記）（同法第二十三条第二項（旧慣使用林野整備の効果等）において準用する場合を含む。）の規定による土地に関する登記

十 増築地に関する登記

十一 滞納処分（その例による処分を含む。）に關する登記又は登録（換価による権利の移転の登記又は登録を除くものとし、滞納処分の例により処分するものとされている担保に係る登記又は登録の抹消を含む。）

十二 登記機關の過誤による登記若しくは登録又はその抹消があつた場合の当該登記若しくは登録の抹消若しくは更正又は抹消した登記若しくは登録の回復の登記若しくは登録

十三 相続又は法人の合併に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人の受けた別表第一の第二十四号から第四十八号までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可又は指定を引き継いで受ける場合における当該登録、特許、免許、許可、認可又は指定（外国公館等の非課税）

第六条 外国政府が当該外国の大使館、公使館又は領事館その他これらに準ずる施設（次項において「大使館等」という。）の敷地又は建物に關して受ける登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

2 前項の規定は、同項の外国が、その国において日本国の大使館等の敷地又は建物に關する登記若しくは登録又はこれらに準ずる行為について課する租税を免除する場合に限り、適用する。

（信託財産の登記等の非課税）

第七条 信託による財産権の移転の登記又は登録で次の各号のいずれかに該当するものについては、登録免許税を課さない。

一 委託者から受託者に信託のために財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録
二 委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合における財産権の移転の登記又は登録
三 受託者の更迭に伴い旧受託者から新受託者に信託財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録

2 前項第二号の規定は、委託者の相続人に信託財産を移す場合には、適用しない。この場合には、当該財産権の移転の登記又は登録を相続による財産権の移転の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

（納税地）

第八条 登録免許税の納税地は、納税義務者が受ける登記等の事務をつかさどる登記所その他の官署又は団体（以下「登記官署等」という。）の所在地とする。

2 第二十九条第一項若しくは第二項の規定により徴収すべき登録免許税又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十六条第一項（還付）に規定する過誤納金に係る登録免許税の納税地は、前項の規定にかかわらず、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。

一 この法律の施行地（以下「国内」という。）に住所を有する個人である場合、その住所である
二 国内に住所を有せず居所を有する個人である場合、その居所地
三 国内に本店又は主たる事務所を有する法人

である場合、その本店又は主たる事務所の所在地

四 前三号に掲げる場合を除き、国内に事務所、営業所その他これらに準ずるものを有する者である場合、その事務所、営業所その他これらに準ずるものの所在地（これらが二以上ある場合には、政令で定める場所）

五 前各号に掲げる場合以外の場合、政令で定める場所

第二章 課税標準及び税率

第九条 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

（不動産等の価額）

第十条 別表第一の第一号若しくは第二号又は第四号に掲げる不動産若しくは船舶又はダム使用権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産若しくは船舶又はダム使用権（以下この項において「不動産等」という。）の価額は、当該登記又は登録の時における不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上にある権利以外の権利その他処分の制限が存するときは、当該権利その他処分の制限がないものとした場合の価額による。

2 前項に規定する登記又は登録をする場合において、当該登記又は登録が別表第一の第一号又は第二号に掲げる不動産又は船舶の所有権の持分の取得に係るものであるときは、当該不動産又は船舶の価額は、当該不動産又は船舶の同項の規定による価額に当該持分の割合を乗じて計算した金額による。

3 前項の規定は、所有権以外の権利の持分の取得に係る登記又は登録についての課税標準の額の計算について準用する。

（一定の債権金額がない場合の課税標準）
第十一条 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時における当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港灣運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団、企業担保権、鉄道財団、軌道財団、河財団、鉱業権、著作権、出版権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、漁業権、入漁権又はダム使用権に關する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等」に關する権利）の価額をもつて債権金額とみなす。

2 前条の規定は、前項の不動産等に関する権利の価額について準用する。

（債権金額等の増額に係る変更の登記の場合の課税標準）

第十二条 先取特権、質権又は抵当権により担保される工事費用の予算金額又は債権金額を増加する登記又は登録は、その増加する部分の工事費用の予算金額又は債権金額についての先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

2 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百四十四条第二項（予定された損害賠償額の登録）の規定により登録されている損害賠償の支払金額を増加する登録は、その増加する部分の支払金額についての予定された損害賠償額の支払の登録とみなして、この法律の規定を適用する。

（共同担保の登記等の場合の課税標準及び税率）
第十三条 一の登記官署等において、同時の申請（官庁又は公署の嘱託を含む。次項において同じ。）により同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定の登記又は登録（以下この条において「抵当権等の設定登記」という。）を受ける場合には、これらの設定登記を一の抵当権等の設定登記とみなして、この法律の規定を適用する。場合において、この当該設定登記に係る不動産等に関する権利の種類別により別

表第一に掲げる税率が異なるときは、そのうち最も低い税率をもつて当該設定登記の登録免許税の税率とする。

2 同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする抵当権等の設定登記を受ける場合において、当該設定登記の申請が最初の申請以外のものであるときは、当該設定登記に係る登録免許税の課税標準及び税率は、当該設定登記がこの項の規定に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類を添附して当該設定登記の申請をするものに限り、当該設定登記に係る不動産等に関する権利の件数一件につき五百円とする。

(担保附社債の抵当権の設定の登記等に係る課税の特例)

第十四条 信託契約による物上担保附社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの抵当権の設定の登記又は登録については、登録免許税を課さない。この場合には、当該社債につき担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第百九条ノ二第二項(分割発行の場合の社債発行の登記)の規定によつてする登記又は鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)第三十条ノ二第二項(数回に分けて発行する社債の登記)の規定によつてする登録を抵当権の設定の登記又は登録とみなし、かつ、その回の発行金額を債権金額とみなして、この法律の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある物上担保附社債の抵当権の移転の登記又は登録に係る登録免許税の課税標準は、当該登記又は登録の申請前に発行された当該社債の発行金額の総額とする。この場合において、当該発行金額がないときは、当該登録免許税の課税標準及び税率は、当該登記又は登録に係る不動産等に関する権利の件数一件につき五百円とする。

3 前二項の規定は、信託契約による物上担保附社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの企業担保権の設定又は移転の登記について準用する。

て準用する。

(課税標準の金額の端数計算)

第十五条 別表第一に掲げる登記又は登録に係る課税標準の金額を計算する場合において、その金額が千円に満たないときは、これを千円とする。

(課税標準の数量の端数計算)

第十六条 別表第一に掲げる登録に係る課税標準の数量を計算する場合には、次に定めるところによる。

一 別表第一の第三号に掲げる航空機の重量は、航空機の自重トン数により、当該トン数を切り捨て、当該トン数が一トンに満たないときは、これを一トンとする。

二 別表第一の第十六号に掲げる鉱区又は租鉱区の面積に十平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該面積が十平方メートルに満たないときは、これを十平方メートルとする。

(仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例)

第十七条 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記がされている別表第一の第一号又は第二号に掲げる不動産又は船舶について、これらの仮登記に基づきその所有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、同表第一の第一号の(イ)又は第二号の(ロ)の税率欄に掲げる割合から千分の一を控除した割合とする。

2 所有権の取得に係る仮登記がされている航空機について、当該仮登記に基づき新規登録又は移転登録を受けるときは、これらの登録に係る登録免許税の税率は、一トンにつき五千円とする。

る。

3 地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定の登記がされている土地又は賃借権の設定の登記がされている建物について、その土地又は建物に係るこれらの権利の登記名義人がその土地又は建物の取得に伴いその所有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、別表第一の第一号の(ロ)の税率欄に掲げる割合に百分の五十を乗じて計算した割合とする。

(二)以上の登記等を受ける場合の税額)

第十八条 同一の登記等の申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書)により、別表第一に掲げる登記等における登録免許税の額は、各登記等につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額の合計金額とする。

(定率課税の場合の最低税額)

第十九条 別表第一に掲げる登記又は登録につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額が五百円に満たない場合には、当該登記又は登録に係る登録免許税の額は、五百円とする。

(政令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、登録免許税の課税標準及び税額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 納付及び還付

第一節 納付

(現金納付)

第二十一条 登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課せられるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書にはり付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

(印紙納付)

第二十二条 登記等(第二十四条第一項に規定する免許等を除く)を受ける者は、当該登記等につき課せられるべき登録免許税の額が一万円以下である場合その他政令で定める場合には、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書にはり付けて登記官署等に提出することにより、国に納付することができる。

(嘱託登記等の場合の納付)

第二十三条 官庁又は公署が別表第一の第一号から第二十二号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課せられるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

2 前項の場合において、登録免許税の額が一万円以下であるときは、登記等を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託する官庁又は公署に対し、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登録免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署は、当該印紙を同項の登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

(免許等の場合の納付の特例)

第二十四条 別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認定又は技能証明で政令で定めるもの(以下この章において「免許等」という。)につき課せられるべき登録免許税について

は、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類にはり付けて登記官署等に提出しなければならない。

2 免許等に係る登記機関は、当該免許等に係る前項の登録免許税の納付の期限及び書類を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としなければならない。

(納付の確認)

第二十五条 登記機関は、登記等をするとき(前条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合にあつては、当該書類が提出されたとき)は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第二十二條、第二十三條第二項又は次条第三項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書。以下この章において同じ)の紙面と印紙の色彩とに於て判明に消印しなければならない。

(課税標準及び税額の認定)

第二十六条 登記機関は、登記等の申請書(当該登記等が免許等である場合には、第二十四條第一項に規定する書類。次項において同じ)に記載された当該登記等に係る登録免許税の課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額が国税に関する法律の規定に従つていなかつたとき、その他当該課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額がその調査したところと異なるときは、その調査したところにより認定した課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額を当該登記等を受ける者に通知するものとする。ただし、他の法令の規定により当該登記等の申請を却下するときは、この限りでない。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等を受けることをやめる場合を除き、遅滞なく、当該通知を受けた登録免許税の額と当該登記等の申請書に記載された登録免許税の額との差額に相当する登録免許税を国に納付し、その納付に係る領収証書を当該通知に係る登記官署等に提出しなければならない。

3 前項の場合において、第一項の通知に係る登録免許税が免許等以外の登記等に係るものであり、かつ、当該通知をした登記機関が認めるときは、前項に規定する登記等を受ける者は、遅滞なく、同項に規定する差額に相当する金額の印紙を当該通知に係る登記官署等に提出することにより、当該差額に相当する登録免許税を国に納付することができる。

(納期限)

第二十七条 登録免許税を納付すべき期限は、次の各号に掲げる登録免許税の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は期限とする。

一 次号に掲げる登録免許税以外の登録免許税 当該登録免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

二 免許等に係る登録免許税で当該登録免許税に係る第二十四條第一項の期限が当該登録免許税の納付の基因となる免許等を受ける日後であるもの 当該期限

(納付不足額の通知)

第二十八条 登記機関は、登録免許税の納期限後において登記等を受けた者が第二十一條から第二十四條まで又は第二十六條第二項若しくは第三項の規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知つたときは、遅滞なく、当該登記等を受けた者の当該登録免許税に係る第八條第二項の規定による納税地の所轄税務署長に対し、その旨及び大蔵省令で定める事項を通知しなければならない。

2 前項の通知は、登記等を受けた者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者

(当該登記等が登記又は登録の権利者及び義務者の申請に係るものである場合には、当該権利者のうちから選定した者)の同項の納税地の所轄税務署長にするものとする。

(税務署長による徴収)

第二十九条 税務署長は、前条第一項の通知を受けた場合には、当該通知に係る同項に規定する納付していない登録免許税を当該通知に係る登記等を受けた者から徴収する。

2 税務署長は、前項に規定する場合のほか、登記等を受けた者が第二十一條から第二十四條まで又は第二十六條第二項若しくは第三項の規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知つた場合には、当該納付していない登録免許税をその者から徴収する。

(納付手続等の政令への委任)

第三十条 この節に定めるもののほか、登録免許税の納付の手続その他この節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 還付

(過誤納金の還付等)

第三十一条 登記機関は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、遅滞なく、当該各号に掲げる登録免許税の額その他政令で定める事項を登記等の申請をした者又は登記等を受けた者(これらの者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者)の当該登録免許税に係る第八條第二項の規定による納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

一 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請が却下されたとき(第四項において準用する第三項の証明をする場合を除く。)

二 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあつたとき(第三項の証明をする場合を除く。)

三 過大に登録免許税を納付して登記等を受けた

たとき(国税通則法第七十九條第一項(審査請求)の規定による審査請求に対する裁決により第二十六條第一項の規定に係る処分全部又は一部が取り消されたときを除く。)

2 登記等を受けた者は、当該登記等の申請書(当該登記等が免許等である場合には、第二十四條第一項に規定する書類。以下この条において同じ)に記載した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかったこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、登録免許税の過誤納があるときは、当該登記等を受けた日(当該登記等が免許等である場合において、当該免許等に係る同項に規定する期限が当該免許等をした日後であるときは、当該期限)から一月を経過する日まで、政令で定めるところにより、その旨を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることができる。

3 登記機関は、登記等を受ける者から登記等の申請の取下げにあつて、当該登記等の申請書にはり付けられた登録免許税の領収証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該取下げの日から一年以内に再使用したい旨の申出があつたときは、政令で定めるところにより、当該領収証書又は印紙につき再使用することのできる証明をすることができ、この場合においては、第五項の申出があつたときを除き、当該証明を受けた領収証書又は印紙に係る登録免許税は、還付しない。

4 前項の規定は、登記機関が、登記等の取下に伴い当該登記等の申請書を当該申請者に返付する場合において、当該申請書にはり付けられた登録免許税の領収証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該取下の日から一年以内に再使用させることを適当と認めるときについて準用する。

5 第三項(前項において準用する場合を含む。)の証明を受けた者は、当該証明に係る領収証書又は印紙を再使用しないこととなつたときは、当該証明をした登記機関に対し、当該証明のあつた日から一年を経過した日までに、政令で定めるところにより、当該証明を無効とするとともに、当該領収証書で納付した登録免許税又は当該印紙の額に相当する登録免許税の還付を受けた旨の申出をすることができ、この場合において、当該申出があつたときは、当該申出を新たな登記等の申請の却下又は取下げとみなして第一項の規定を適用する。

6 登録免許税の過誤納金に対する国税通則法第五十六条から第五十八条まで(還付・充当・還付加算金)の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日に納付があつたものとみなす。ただし、第四号に規定する登録免許税に係る過誤納金のうち同号に掲げる日後に納付された登録免許税の額に相当する部分については、この限りでない。

一 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請を却下した場合(第四項において準用する第三項の証明をした場合を除く。)(当該却下した日)

二 前項の申出があつた場合 当該申出があつた日

三 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあつた場合(第三項の証明をした場合を除く。)(当該取下げがあつた日)

四 過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合 当該登記等を受けた日(当該登記等が免許等である場合において、当該免許等を受けた日が当該免許等に係る第二十七条第二号に掲げる期限前であるときは、当該期限)

(通知) 第三十二条 登記機関(政令で定める登記機関については、政令で定める省庁の長)は、政令で

定めるところにより、その年の前年四月一日からその年三月三十一日までの期間内にした登記等に係る登録免許税の納付額を、その年七月三十一日までに大蔵大臣に通知しなければならない。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過規定の原則)
第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の登録免許税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十二年八月一日以後に受ける登記等につき課されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けた登記等につき課した又は課すべきであつた登録税については、なお従前の例による。

第三条 所有権の登記のある建物につき昭和四十二年七月三十一日以前に受ける床面積の増加に係る登記の登録税は、同年八月一日以後最初に当該建物について権利に關する登記の申請(官庁又は公署の嘱託を含む。以下同じ。)をするときは、前条の規定にかかわらず、納付することを要しない。

第四条 昭和四十二年十二月三十一日までに受ける新法別表第一の第一号から第二十二号まで並びに第二十三号の(一)から(四)まで、(四)から(五)まで及び(五)に掲げる登記等当該登記等に係る申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合は、当該登記等の嘱託書。以下同じ。)(昭和七月三十一日以前に当該登記等に係る登記官署等に提出されたものに係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、改正前の登録税法第二条から第十六条

までに規定する課税標準及び税率とする。)(旧申請に係る免許等についての課税の特例)
第五条 登記等(前条に規定するものを除く。)の申請書をこの法律の公布の日前に当該登記等に係る登記官署等に提出した者が昭和四十二年十二月三十一日までに当該申請書に係る登記等を受けるときは、当該登記等については、登録免許税を課さない。

(不服申立て等に係る免許等についての課税の特例)
第六条 前条の規定の適用がある場合を除き、同条に規定する登記等の申請をした者が昭和四十二年七月三十一日以前に当該申請に係る処分を受けたことにより不服申立て又は訴えの提起をしている場合において、当該不服申立て又は訴えについての裁決又は判決により当該申請に係る登記等を受けるときは、当該登記等については、登録免許税を課さない。

(不動産登記に係る不動産価額の特例)
第七条 新法別表第一の第一号に掲げる不動産の登記の場合における新法第十条第一項の課税標準たる不動産の価額は、当分の間、当該登記の申請の日の属する年の前年十二月三十一日現在又は当該申請の日の属する年の一月一日現在において地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十一条第九号(固定資産税に關する用語の意義)に掲げる固定資産課税台帳に登録された当該不動産の価格を基礎として政令で定める価額によることができる。

(証券取引法等の改正に伴う免許等に係る課税の特例)
第八条 証券取引法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第九十号)附則第二項(証券業者の経過措置)に規定する証券業者で同法附則第六項(証券業の免許申請の手続)の規定により証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十条(免許申請書)の規定による免許申請の手続をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第二十

五号の(一)に掲げる証券会社の営業の免許を受ける場合における当該免許に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該免許件数一件につき一万円とする。

2 倉庫業法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第十八号)附則第二項(経過規定)に規定する倉庫業を営んでいる者で同項の規定により倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第三条(営業の許可)の許可の申請の手続をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第三十八号の(一)に掲げる倉庫業の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。

(登録税の非課税規定の整理に伴う経過措置)
第九条 昭和四十四年十二月三十一日までに受ける改正前の登録税法第十九条第八号、第十号から第十一号ノ三まで、第十二号、第十六号及び第十七号に掲げる登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

(印紙納付の特例)
第十条 昭和四十五年十二月三十一日までに、登記等(新法第二十四条第一項に規定する免許等を除く。)(につき課されるべき登録免許税については、新法第二十二号、第二十三号第二項又は第二十六条第三項の規定にかかわらず、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書に附付けて登記官署等に提出することにより国に納付することができる。

(経過措置の政令への委任)
第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表

登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の事項		課 税 標 準	税 率
一 不動産の登記(不動産の信託の登記を含む。)			
(注) この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)第一条第一項(定義)に規定する立木をいう。			
(一) 所有権の保存の登記	不動産の価額	千分の六	
(二) 所有権の移転の登記	不動産の価額	千分の六	
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額	千分の六	
ロ 遺贈、贈与その他無償名義による移転の登記	不動産の価額	千分の二十五	
ハ 共有物の分割による移転の登記	不動産の価額	千分の六	
ニ その他の原因による移転の登記	不動産の価額	千分の五十	
(三) 地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定、転貸又は移転の登記	不動産の価額	千分の二十五	
イ 設定又は転貸の登記	不動産の価額	千分の三	
ロ 相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額	千分の三	
ハ 共有に係る権利の分割による移転の登記	不動産の価額	千分の二十五	
ニ その他の原因による移転の登記	承役地の不動産の個数	一個につき五百円	
(四) 地役権の設定の登記	債権金額又は不動産工事費用の予算金額	千分の四	
イ 先取特権の保存、質権若しくは抵当権の設定、競売若しくは強制管理の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額	千分の一	
(五) 先取特権、質権又は抵当権の移転の登記	債権金額	千分の二	
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額	千分の六	
ロ その他の原因による移転の登記	不動産の価額	千分の三	
(六) 信託の登記	不動産の価額	千分の六	
イ 所有権の信託の登記	不動産の価額	千分の六	
ロ 所有権以外の権利の信託の登記	不動産の価額	千分の三	
(七) 相続財産の分離の登記	不動産の価額	千分の六	
イ 所有権の分離の登記	不動産の価額	千分の六	
ロ 所有権以外の権利の分離の登記	不動産の価額	千分の三	
(八) 仮登記	不動産の価額	千分の一	
イ 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一	
ロ その他の仮登記	不動産の個数	一個につき五百円	

(イ) 所有権の登記(船舶の信託の登記を含む。)	船舶の価額	千分の四
(二) 所有権の保存の登記	船舶の価額	千分の四
(三) 所有権の移転の登記	船舶の価額	千分の四
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	船舶の価額	千分の四
ロ 遺贈、贈与その他無償名義による移転の登記	船舶の価額	千分の二十
ハ その他の原因による移転の登記	船舶の価額	千分の二十八
(四) 委託の登記	船舶の価額	千分の四
(五) 賃借権の設定、転貸又は移転の登記	船舶の価額	千分の四
(六) 抵当権の設定、競売の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額	千分の一・五
(七) 抵当権の移転の登記	債権金額	千分の四
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	債権金額	千分の一
ロ その他の原因による移転の登記	債権金額	千分の二
(八) 信託の登記	船舶の価額	千分の四
イ 所有権の信託の登記	船舶の価額	千分の四
ロ 所有権以外の権利の信託の登記	船舶の価額	千分の一・五
(九) 仮登記	船舶の価額	千分の一
イ 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記	船舶の価額	千分の一
ロ その他の仮登記	船舶の価額	千分の一
(十) 附記登記、抹消した登記の回復の登記又は抹消を抹消(土地又は建物の表示の登記の抹消を除く。)	不動産の個数	一個につき五百円

(イ) 所有権の登記(船舶の信託の登記を含む。)	船舶の価額	千分の四
(二) 所有権の保存の登記	船舶の価額	千分の四
(三) 所有権の移転の登記	船舶の価額	千分の四
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	船舶の価額	千分の四
ロ 遺贈、贈与その他無償名義による移転の登記	船舶の価額	千分の二十
ハ その他の原因による移転の登記	船舶の価額	千分の二十八
(四) 委託の登記	船舶の価額	千分の四
(五) 賃借権の設定、転貸又は移転の登記	船舶の価額	千分の四
(六) 抵当権の設定、競売の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額	千分の一・五
(七) 抵当権の移転の登記	債権金額	千分の四
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	債権金額	千分の一
ロ その他の原因による移転の登記	債権金額	千分の二
(八) 信託の登記	船舶の価額	千分の四
イ 所有権の信託の登記	船舶の価額	千分の四
ロ 所有権以外の権利の信託の登記	船舶の価額	千分の一・五
(九) 仮登記	船舶の価額	千分の一
イ 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記	船舶の価額	千分の一
ロ その他の仮登記	船舶の価額	千分の一
(十) 附記登記、抹消した登記の回復の登記又は抹消を抹消(土地又は建物の表示の登記の抹消を除く。)	船舶の価額	千分の一

登記の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち（一）から（八）までの登記に該当するものを除く。） （イ）登記の抹消			船舶の隻数	一隻につき五百円
三 航空機の登録				
（一）新規登録又は移転登録			航空機の重量	一トンにつき一万円
（二）抵当権の設定の登録			債権金額	千分の三
（三）抵当権の移転の登録			債権金額	千分の一・五
（四）仮登録			航空機の重量	一トンにつき五千円
（イ）所有権の取得に係る仮登録				
（ロ）その他の仮登録			航空機の機数	一機につき千円
（五）登録事項の変更の登録			航空機の機数	一機につき三千円
（六）附記登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正の登録（これらの登録のうち（一）から（四）までの登録に該当するものを除く。）			航空機の機数	一機につき五百円
（七）登録の抹消			航空機の機数	一機につき五百円
四 ダム使用権の登録（ダム使用権の信託の登録を含む。）				
（一）設定の登録			ダム使用権の価額	千分の一
（二）移転の登録			ダム使用権の価額	千分の一
（イ）相続又は法人の合併による移転の登録			ダム使用権の価額	千分の五
（ロ）その他の原因による移転の登録			債権金額	千分の四
（三）抵当権の設定、競売若しくは強制管理の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録			債権金額	千分の一
（四）抵当権の移転の登録			債権金額	千分の二
（イ）相続又は法人の合併による移転の登録			債権金額	千分の一
（ロ）その他の原因による移転の登録			ダム使用権の価額	一件につき五百円
（五）附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（四）までの登録に該当するものを除く。）			ダム使用権の価額	一件につき五百円
（六）登録の抹消			ダム使用権の件数	一件につき五百円
五 工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団又は自動車交通事業財団の登記（これらの財団の信託の登記を含む。）				
（一）所有権の保存の登記			財団の数	一個につき一万円
（二）抵当権の設定若しくは移転、競売若しくは強制管理の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記			債権金額	千分の一・五
（三）信託の登記			債権金額	千分の一・五
（四）附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち（一）から（三）までの登記に該当するものを除く。）			財団の数	一個につき三千円
（五）登記の抹消			財団の数	一個につき三千円
六 企業担保権の登記（企業担保権の信託の登記を含む。）				
（一）企業担保権の設定又は移転の登記			債権金額	千分の一・五
（二）信託の登記			債権金額	千分の一・五
（三）附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち（一）又は（二）の登記に該当するものを除く。）			申請件数	一件につき三千円
（四）登記の抹消			申請件数	一件につき三千円
七 鉄道財団、軌道財団又は運河財団の登記（これらの財団の信託の登記を含む。）				
（一）抵当権の設定若しくは移転又は競売若しくは強制管理の申立ての登記			債権金額	千分の一・五
（二）信託の登記			債権金額	千分の一・五
（三）附記登記又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）又は（二）の登録に該当するものを除く。）			財団の数	一個につき三千円
（四）登録の抹消			財団の数	一個につき三千円
八 動産の抵当権に関する登記又は登録				
（一）農業用動産の抵当権に関する登記			債権金額	千分の三
（二）抵当権の設定の登記			債権金額	千分の一・五
（三）抵当権の移転の登記			申請件数	一件につき五百円
（四）附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記				

昭和四十二年六月一日 衆議院會議錄第二十一号 登録免許税法案外一案

の登記又は登記の更正若しくは変更の登記 (これらの登記のうちイ又はロの登記に該当するものを除く。) ニ 登記の抹消 （一）建設機械の抵当権に関する登記 イ 抵当権の設定の登記 ロ 抵当権の移転の登記 ハ 附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記 (これらの登記のうちイ又はロの登記に該当するものを除く。) 二 登記の抹消 （一）自動車の抵当権に関する登記 イ 抵当権の設定の登記 ロ 抵当権の移転の登記 ハ 抹消した登記の回復の登記又は登録の更正若しくは変更の登録 ニ 登録の抹消	申請件数 債権金額 債権金額 建設機械の数	一件につき五百円 千分の三 千分の一・五 一個につき五百円
九 著作権の登録(著作権の信託の登録を含む。) （一）著作権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録 （二）著作権を目的とする質権の設定又は著作権若しくは当該質権の処分制限の登録 （三）著作権を目的とする質権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録 （四）無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登録 （五）信託の登録 （六）著作年月日又は第一発行年月日の登録 （七）仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録 （八）登録の抹消	著作権の件数 著作権の件数 債権金額 自動車の数 自動車の数 債権金額 債権金額 建設機械の数	一件につき千円 一件につき六千円 千分の四 一件につき五百円 一件につき千円 一個につき三千円 一件につき千円 一件又は一個につき千円 一件又は一個につき五百円 一件又は一個につき五百円

十 出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）	出版権の件数 一件につき一万円
(一) 出版権の設定の登録 (二) 出版権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	出版権の件数 出版権の件数 一件につき千円 一件につき千円
(三) 出版権を目的とする質権の設定又は出版権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額 千分の四
(四) 出版権を目的とする質権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	出版権の件数 出版権の件数 一件につき五百円 一件につき千円
(五) 信託の登録 ロ その他の原因による移転の登録	出版権の件数 出版権の件数 一件につき千円 一件につき千円
(六) 仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	出版権の件数 出版権の件数 一件につき五百円 一件につき五百円
(七) 登録の抹消	出版権の件数 一件につき五百円
十一 特許権の登録（特許権の信託の登録を含む。）	特許権の登録（特許権の信託の登録を含む。）
(一) 特許権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	特許権の件数 特許権の件数 一件につき千円 一件につき千円
(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	専用実施権又は通常実施権の件数 一件につき五千円
(三) 特許権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は特許権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額 千分の四
(四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは特許権を目的とする質権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録	特許権、専用実施権又は通常実施権（以下この号において「特許権等」という。）の件数 一件につき五百円
ロ その他の原因による移転の登録	特許権等の件数 一件につき千円
(五) 信託の登録	特許権等の件数 一件につき千円
(六) 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第八条第三項（在外者の特許管理人）の特許管理人の選任又はその代理権の登録	特許権等の件数 一件につき五百円

(イ) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（イ）から（ロ）までの登録に該当するものを除く。） (ロ) 登録の抹消	特許権等の件数 一件につき五百円
十二 実用新案権の登録（実用新案権の信託の登録を含む。）	特許権等の件数 一件につき五百円
(イ) 実用新案権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録 (ロ) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録 (ロ) 実用新案権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は実用新案権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録 (ロ) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは意匠権を目的とする質権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録	実用新案権の件数 一件につき千円 実用新案権の件数 一件につき三千円 専用実施権又は通常実施権の件数 一件につき三千円 債権金額 千分の四
(ロ) その他の原因による移転の登録 (ロ) 信託の登録 (ロ) 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第五十五条第二項（特許法の準用）において準用する特許法第八条第三項（在外者の特許代理人）の実用新案管理人の選任又はその代理権の登録 (ロ) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（イ）から（ロ）までの登録に該当するものを除く。） (ロ) 登録の抹消	実用新案権、専用実施権又は通常実施権（以下この号において「実用新案権等」という。）の件数 一件につき五百円 実用新案権等の件数 一件につき千円 実用新案権等の件数 一件につき千円 実用新案権等の件数 一件につき五百円
(イ) 意匠権の登録（意匠権の信託の登録を含む。） イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録 (ロ) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録 (ロ) 意匠権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録 (ロ) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは意匠権を目的とする質権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録	意匠権の件数 一件につき千円 意匠権の件数 一件につき三千円 専用実施権又は通常実施権の件数 一件につき三千円 債権金額 千分の四
(イ) 意匠権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録 (ロ) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録 (ロ) 意匠権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録 (ロ) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは意匠権を目的とする質権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録	意匠権の件数 一件につき千円 意匠権の件数 一件につき三千円 専用実施権又は通常実施権の件数 一件につき三千円 債権金額 千分の四
(イ) 商標権の登録（商標権の信託の登録を含む。） イ 商標権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録 (ロ) 専用使用権又は通常使用権の設定又は保存の登録 (ロ) 商標権、専用使用権若しくは通常使用権を目的とする質権の設定又は商標権、専用使用権若しくは通常使用権の処分の制限の登録 (ロ) 専用使用権若しくは通常使用権の移転又はこれらの権利若しくは商標権を目的とする質権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録	商標権の件数 一件につき千円 商標権の件数 一件につき一万円 専用使用権又は通常使用権の件数 一件につき一万円 債権金額 千分の四

(一) 試掘権の設定の登録 イ 鉱区の増減による試掘権の変更の登録 ロ 鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録 ニ 鉱区の減少による変更の登録 ハ 試掘権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録 (四) 放棄による試掘権の消滅の登録 (五) 探掘権の設定の登録	鉱区の数 一個につき三万円	鉱区の数 一個につき一万五千円	鉱区の数 一個につき三万円	鉱区の数 一個につき一万五千円	鉱区の数 一個につき三万円	鉱区の数 一個につき一万五千円	鉱区の数 一個につき三万円	鉱区の数 一個につき一万五千円	鉱区の数 一個につき三万円
(二) 試掘権の増減による試掘権の変更の登録 イ 鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録 ロ 鉱区の減少による変更の登録 ハ 試掘権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録 (四) 放棄による試掘権の消滅の登録 (五) 探掘権の設定の登録	鉱区の数 一個につき三万円	鉱区の数 一個につき一万五千円	鉱区の数 一個につき三万円	鉱区の数 一個につき一万五千円	鉱区の数 一個につき三万円	鉱区の数 一個につき一万五千円	鉱区の数 一個につき三万円	鉱区の数 一個につき一万五千円	鉱区の数 一個につき三万円
(三) 試掘権の減少による変更の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録 (四) 放棄による試掘権の消滅の登録 (五) 探掘権の設定の登録	鉱区の数 一個につき三万円	鉱区の数 一個につき一万五千円	鉱区の数 一個につき三万円	鉱区の数 一個につき一万五千円	鉱区の数 一個につき三万円	鉱区の数 一個につき一万五千円	鉱区の数 一個につき三万円	鉱区の数 一個につき一万五千円	鉱区の数 一個につき三万円

(イ) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(四)までの登録に該当するものを除く。） (ロ) 登録の抹消 鉦区又は租鉦区の数 一個につき五百円	十六 砂鉦権（砂鉦を目的とする鉦業権をいう。以下この号において同じ。）又は租鉦権（砂鉦に係るものに限る。以下この号において同じ。）の登録（砂鉦権又は租鉦権の信託の登録を含む。）	(一) 砂鉦権の設定の登録 鉦区の数 十平方メートルにつき千五百円 (二) 鉦区の増減、合併又は分割による砂鉦権の変更の登録 増加した鉦区の数 十平方メートルにつき千五百円 イ 鉦区の増加又は鉦区の増加及び減少による変更の登録 鉦区の数 一個につき五百円 ロ 鉦区の減少による変更の登録 鉦区の数 一個につき五百円 ハ 鉦区の合併による変更の登録 合併後の鉦区の数 一個につき千円 ニ 鉦区の分割による変更の登録 分割後の鉦区の数 一個につき千円 (三) 砂鉦権の移転の登録 鉦区の数 一個につき千五百円 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 鉦区の数 一個につき千五百円 ロ その他の原因による移転の登録 鉦区の数 一個につき四百五十円 (四) 放棄による砂鉦権の消滅の登録 鉦区の数 一個につき五百円 (五) 租鉦権の設定の登録 租鉦区の数 十平方メートルにつき百五十円 (六) 租鉦区の増減による租鉦権の変更の登録 増加した租鉦区の数 十平方メートルにつき百五十円 イ 租鉦区の増加又は租鉦区の増加及び減少による変更の登録 租鉦区の数 一個につき五百円 ロ 租鉦区の減少による変更の登録 租鉦区の数 一個につき五百円 (七) 租鉦権の移転の登録 租鉦区の数 一個につき五百円 (八) 存続期間満了前の租鉦権の消滅の登録 租鉦区の数 一個につき五百円 (九) 抵当権の設定又は砂鉦権若しくは抵当権の処分制限の登録 債権金額 千分の四 (十) 鉦業法第五十一条（鉦区の分割及び合併についての抵当権者の承諾及び協定）の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録 鉦区の数 一個につき千五百円
(イ) 順位の変更による抵当権の変更の登録（(十)の登録に該当するものを除く。） (ロ) 抵当権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 鉦区の数 一個につき千五百円 ロ その他の原因による移転の登録 鉦区の数 一個につき千三百円 (三) 信託の登録 鉦区又は租鉦区の数 一個につき千五百円 (四) 共同砂鉦権者又は共同租鉦権者の脱退の登録 鉦区又は租鉦区の数 一個につき千五百円 (五) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(四)までの登録に該当するものを除く。） 鉦区又は租鉦区の数 一個につき千五百円 (六) 登録の抹消 鉦区又は租鉦区の数 一個につき千五百円	十七 鉦業法第十四条第二項（予定された損害賠償額の登録）の規定による登録 (一) 新規登録 損害賠償の支払金額 千分の一 (二) 抹消した登録の回復又は登録の更正若しくは変更の登録 不動産の個数 一個につき五百円 (三) 登録の抹消 不動産の個数 一個につき五百円	十八 漁業権又は入漁権の登録（漁業権又は入漁権の信託の登録を含む。） (一) 漁業権の移転の登録 漁業権の件数 一件につき六百円 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 一件につき三百円 ロ その他の原因による移転の登録 漁業権の件数 一件につき五百円 (二) 漁業権の持分の移転の登録 漁業権の件数 一件につき二百円 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 一件につき二百円 ロ その他の原因による移転の登録 漁業権の件数 一件につき二百円 (三) 入漁権の設定の登録 入漁権の件数 一件につき五百円 (四) 入漁権の保存の登録 入漁権の件数 一件につき五百円 (五) 入漁権の移転の登録 入漁権の件数 一件につき五百円 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 一件につき五百円 ロ その他の原因による移転の登録 入漁権の件数 一件につき五百円 (六) 入漁権の持分の移転の登録 入漁権の件数 一件につき五百円 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 一件につき五百円

ロ その他の原因による移転の登録	入漁権の件数	一件につき千円
(イ) 先取特権の保存、抵当権の設定、競売若しくは強制管理の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	債権金額又は工事費用の予算金額	千分の四
(イ) 先取特権又は抵当権の移転の登録	漁業権の件数	一件につき五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	漁業権の件数	一件につき千円
ロ その他の原因による移転の登録	漁業権又は入漁権の件数	一件につき千五百円
(イ) 信託の登録	漁業権又は入漁権の件数	一件につき五百円
(イ) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（イ）から（ロ）までの登録に該当するものを除く。）	漁業権又は入漁権の件数	一件につき五百円
(ロ) 登録の抹消	漁業権又は入漁権の件数	一件につき五百円

十九 会社又は外国会社の商業登記（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第七十九条（登記手続）の規定によつてする相互会社の登記及び外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第八十四号）第三十条又は第三十三条（商法等の準用）の規定によつてする外国相互会社の登記を含む。）

(イ) 会社又は相互会社につきその本店の所在地においてする登記	申請件数	一件につき二万円
イ 合名会社又は合資会社の設立（合併又は組織変更による設立を含む。）の登記	資本の金額	千分の七
ロ 株式会社設立の登記（ホの登記に該当するものを除く。）	（これによつて計算した税額が五万円に満たないときは、申請件数一件につき五万円）	
ハ 有限会社設立の登記（ホの登記に該当するものを除く。）	資本の金額	千分の七
	（これによつて計算した税額が二万円に満たないときは、申請件数一件につき二万円）	
ニ 株式会社又は有限会社の資本の増加の登記（への登記に該当するものを除く。）	増加した資本の金額	千分の七
ホ 合併又は組織変更による株式会社又は有	（これによつて計算した税額が一万円に満たないときは、申請件数一件につき一万円）	

限会社の設立の登記

（合併による株式会社又は有限会社の資本の増加の登記

資本の金額	千分の一・五（合併により消滅した会社又は組織変更をした会社の当該合併又は組織変更の直前における資本の金額（当該消滅した会社は合名会社又は合資会社である場合には、三百万円）をこえる資本の金額に对应する部分については、千分の七）
増加した資本の金額	千分の一・五（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社は合名会社又は合資会社である場合には、三百万円）をこえる資本の金額に对应する部分については、千分の七）
（これによつて計算した税額が一万円に満たないときは、申請件数一件につき一万円）	
申請件数	一件につき十万円
申請件数	一件につき三万円
支店の数	一箇所につき二万円

ヌ 本店又は支店の移転の登記	本店又は支店の数	円 一箇所につき一万
ル 社員又は取締役若しくは監査役に関する事項の変更(会社又は相互会社の代表に關する事項の変更を含む)の登記	申請件数	円 一件につき一万円 (資本の金額が一億円以下の会社については、五千円)
ヲ 支配人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき一万円
ワ 社員の業務執行権の喪失、取締役若しくは監査役の職務執行の停止又は代表取締役、取締役若しくは監査役の職務代行者の選任の登記	申請件数	一件につき一万円
カ 商号の仮登記	申請件数	一件につき一万円
ヨ 会社又は相互会社の解散の登記	申請件数	一件につき一万円
タ 会社の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは相互会社の回復の登記又は会社若しくは相互会社の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記	申請件数	一件につき一万円
レ 商法第二百三十三条(清算人の登記)(同法又は他の法律において準用する場合を含む)の規定による清算人の登記	申請件数	一件につき三千円
ソ 清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記	申請件数	一件につき三千円
ツ 清算の終了の登記	申請件数	一件につき千円
ネ 登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記又は登記の更正の登記(これらの登記のうちイからツまでに掲げる登記に該当するものを除く)	申請件数	一件につき千円
ナ 登記の抹消	申請件数	一件につき三万円
イ 営業所の設置の登記	申請件数	一箇所につき三万円

ロ その他の登記	申請件数	円 一件につき三千円
ハ 登記の抹消	申請件数	一件につき三千円
二十 個人の商業登記		
イ 個人につきその本店の所在地においてする登記	申請件数	一件につき一万円
ロ 商号の新設の登記又はその取得による変更の登記	申請件数	一件につき一万円
ハ 支配人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき六千円
ニ 商法第五十五条(未成年者の営業の登記)又は第七十一条(被後見人のためにする後見人の営業の登記)の規定による登記	申請件数	一件につき六千円
ホ 商号の廃止の登記又は登記の更正、変更若しくは消滅の登記(これらの登記のうちイ又はロに掲げる登記に該当するものを除く)	申請件数	一件につき三千円
ヘ 登記の抹消	申請件数	一件につき三千円
イ 個人につきその支店の所在地においてする登記(登記の抹消を含む)	申請件数	一件につき三千円
二十一 船舶管理人の登記		
イ 船舶管理人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき一万円
ロ 抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記	申請件数	一件につき三千円
二十二 夫婦財産契約の登記		
イ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百五十六条又は第七百五十七条(夫婦財産契約)の登記	申請件数	一件につき六千円
ロ 登記の更正又は変更の登記	申請件数	一件につき三千円
ニ 登記の抹消	申請件数	一件につき三千円
二十三 人の資格の登録若しくは認可又は技能証明		

(ハ) 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第八号(弁護士の登録)の登録	登録件数	一件につき二万円
(ニ) 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第四条第一項(認可)の司法書士の認可	認可件数	一件につき一万円
(三) 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第六条(登録)の土地家屋調査士の登録	登録件数	一件につき一万円
(四) 公認会計士又は会計士補の登録		
イ 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十七号)第十七条第一項(登録の義務)の登録	登録件数	一件につき二万円
(1) 公認会計士の登録	登録件数	一件につき二万円
(2) 会計士補の登録	登録件数	一件につき二万円
ロ 公認会計士法第十六条の二第一項(外国で資格を有する者の特例)の登録	登録件数	一件につき二万円
(五) 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第十八条(登録)の税理士の登録	登録件数	一件につき二万円
(六) 法令の規定により国の行政機関に備える名簿にする次に掲げる登録		
イ 次に掲げる者の新規登録		
(1) 医師又は歯科医師の登録	登録件数	一件につき二万円
(2) 薬剤師の登録	登録件数	一件につき一万円
(3) 保健婦、助産婦、看護婦、男子である看護人、理学療法士又は作業療法士の登録	登録件数	一件につき三千元
ロ イに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき五百円
(七) 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第五条の二(登録)の管理栄養士の登録	登録件数	一件につき五千元
(八) 獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)による獣医師名簿にする登録		
イ 獣医師法第七条第一項(登録)の獣医師の登録	登録件数	一件につき一万円
ロ 獣医師法附則第十五項(獣医師法の準用)において準用する同法第七条第一項の獣医師免状の所有者の登録	登録件数	一件につき三千元
ハ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき五百円

る装師名簿にする登録	登録件数	一件につき千円
イ 装師法第一条第一項(登録)の装師の登録	登録件数	一件につき五百円
ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき二万円
(九) 弁理士法(大正十年法律第百号)第六条第二項(弁理士の登録)の弁理士の登録	登録件数	一件につき二万円
(十) 船舶職員法(昭和二十六年法律第四百十九号)による海技従事者免許原簿にする登録		
イ 船舶職員法第七条第一項(登録及び海技免状)の海技従事者で次に掲げるものの新規登録		
(1) 甲種船長の登録	登録件数	一件につき五千元
(2) 甲種一等航海士の登録	登録件数	一件につき三千元
(3) 甲種二等航海士の登録	登録件数	一件につき二千元
(4) 乙種船長の登録	登録件数	一件につき三千元
(5) 乙種一等航海士の登録	登録件数	一件につき五百円
(6) 乙種二等航海士の登録	登録件数	一件につき千円
(7) 丙種船長又は丙種航海士の登録	登録件数	一件につき七百元
(8) 甲種機関長の登録	登録件数	一件につき五千元
(9) 甲種一等機関士の登録	登録件数	一件につき三千元
(10) 甲種二等機関士の登録	登録件数	一件につき二千元
(11) 乙種機関長の登録	登録件数	一件につき三千元
(12) 乙種一等機関士の登録	登録件数	一件につき五百円
(13) 乙種二等機関士の登録	登録件数	一件につき千円
(14) 丙種機関長又は丙種機関士の登録	登録件数	一件につき七百元
(15) 甲種船舶通信士の登録	登録件数	一件につき二千五百円
(16) 乙種船舶通信士の登録	登録件数	一件につき二千元
(17) 丙種船舶通信士の登録	登録件数	一件につき七百元
ロ イに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき五百円
(三) 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)による水先人名簿にする登録		
イ 水先法第七条第一項(登録及び水先免状)の水先人の登録	登録件数	一件につき二万円

五九四

	ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき五百円
(四)	海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)第九条第一項(登録)の海事代理士の登録	登録件数	一件につき一万円
(五)	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二十二条第一項(航空従事者技能証明)の航空従事者技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円
イ	定期運送用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき四千円
ロ	上級事業用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき二千五百円
ハ	事業用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき二千五百円
ニ	自家用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき千円
ホ	一等航空士又は航空機園士の技能証明	技能証明の件数	一件につき四千円
ヘ	二等航空士の技能証明	技能証明の件数	一件につき二千五百円
ト	一等航空通信士の技能証明	技能証明の件数	一件につき四千円
チ	二等航空通信士の技能証明	技能証明の件数	一件につき二千五百円
リ	三等航空通信士の技能証明	技能証明の件数	一件につき千円
ヌ	一等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円
ル	二等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき二千円
ヲ	三等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき千円
ワ	航空工場整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円
(六)	不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録		
イ	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十一年法律第五十二号)第十五条第一項(登録)の登録	登録件数	一件につき二万円
(七)	不動産鑑定士の登録	登録件数	一件につき二万円
(八)	不動産鑑定士補の登録	登録件数	一件につき一万円
ロ	不動産の鑑定評価に関する法律第十八条(変更の登録)の変更の登録	登録件数	一件につき五百円
(九)	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第五条第一項(登録)の一級建築士の登録	登録件数	一件につき二万円
(十)	技術士法(昭和三十一年法律第二百四十四号)第十四条(登録)の技術士の登録	登録件数	一件につき一万円
二十四	金融機関の営業若しくは事業の免許又はその支店その他の営業所に係る認可	免許件数	一件につき五万円
(一)	銀行(貯蓄銀行、長期信用銀行、外国為替	免許件数	一件につき五万円

	銀行及び相互銀行を含む。(二)において同じ。)の営業の免許(二に掲げる免許を除く。)	営業所の数	一箇所につき五万
(一)	銀行法(昭和二年法律第二十一号)の施行地外に本店を有する銀行の同法第二条(銀行業の免許)の銀行業の免許	営業所の数	一箇所につき五万
(二)	銀行に係る法令の規定による次に掲げる認可		
イ	銀行の支店の設置の認可	支店の数	一箇所につき五万
ロ	銀行の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への変更の認可(臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。)	営業所の数	一箇所につき三万
(四)	信用金庫の事業の免許	免許件数	一件につき五万円
(五)	信用金庫の従たる事務所の設置に係る定款変更の認可	事務所の数	一箇所につき三万
(六)	信託業法(大正十一年法律第六十五号)第一条第一項(信託業の免許)の信託会社の営業の免許	免許件数	一件につき五万円
(七)	保険業法第一条第一項(保険事業の免許)又は外国保険事業者に関する法律第三条第一項(免許等)の規定による保険事業の新規免許	免許件数	一件につき五万円
二十五	証券会社若しくは証券投資信託の委託会社の免許又は証券会社の支店その他の営業所に係る認可		
(一)	証券会社の営業の免許	免許件数	一件につき五万円
(二)	証券会社の証券取引法の規定による次に掲げる認可		
イ	証券会社の支店の設置の認可	支店の数	一箇所につき五万
ロ	証券会社の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への変更の認可	営業所の数	一箇所につき三万
(三)	証券投資信託の委託会社の免許	免許件数	一件につき五万円
二十六	外国為替業務若しくは両替業務の認可又はこれらの業務を営む営業所の新設の許可		
(一)	外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第十条第一項(外国為	国内の営業所の数	一箇所につき三万

昭和四十二年六月一日 衆議院會議録第二十一号 登録免許税法案外一案

替業務の認可等)の外国為替業務の認可又は同条第三項の外国為替業務を営む営業所の新設の許可 (二) 外国為替及び外国貿易管理法第十四条第一項(両替商)の両替業務の認可又は同条第二項において準用する同法第十条第三項の両替業務を営む営業所の新設の許可	営業所の数 一箇所につき一万円
二十七 税関貨物取扱人の免許 税関貨物取扱人法(明治三十四年法律第二十八号)第二条第一項(税関貨物取扱人の免許)の税関貨物取扱人の免許	免許件数 一件につき三万円
二十八 酒類の製造又は販売に係る免許 (注) 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第十一条第二項(免許の条件の緩和又は解除)の規定による酒類の販売業の免許に附された(二)のイに規定する条件の全部又は一部の解除は、新たな当該免許とみなす。	製造場の数 一箇所につき五万円
(一) 酒税法第七条第一項(酒類の製造免許)の規定による酒類の製造免許(試験のために酒類の製造免許その他政令で定める製造免許を除く。) (二) 酒税法第九条第一項(酒類の販売業免許)の酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許(同条第二項の規定により期限を附して行なう免許を除く。) イ 酒類の販売業の免許で当該免許に係る酒類の全種類の販売方法につき小売に限る旨の条件の附されたもの ロ 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許(イ又はハに該当する販売業の免許を除く。) ハ イに掲げる免許に附された小売に限る旨の条件の解除	販売場の数 一箇所につき一万円
二十九 製造たばこの小売人の指定 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百一十一号)第三十二条第一項(小売人の指定)の製造たばこの	営業所の数 一箇所につき五千円

小売人の指定(当該指定の期間が満了した場合に引き続いて行なう指定及び一時的な需要のために期間を限定して行なう指定を除く。)	許可件数 一件につき三万円
三十 中央卸売市場における卸売業務の許可 中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)第十条(卸売業務の許可)の中央卸売市場における卸売業務の許可	許可件数 一件につき三万円
三十一 商品仲買人の登録 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第四十五条第一項(登録)の商品仲買人の登録	登録件数 一件につき三万円
三十二 百貨店業の許可又は百貨店の店舗の新設若しくは床面積の増加の許可 (一) 百貨店法(昭和三十一年法律第百十六号)第三条(営業の許可)の百貨店業の許可 (二) 百貨店法第六条第一項(店舗の新設等の許可)の店舗の新設又はその床面積の増加(新設する店舗の床面積の合計面積又は増加する床面積の合計面積が政令で定める面積に満たないものを除く。)の許可	許可件数 一件につき五万円
三十三 石油精製業の許可又は石油蒸留設備の新設、増設若しくは改良の許可 (一) 石油業法(昭和三十七年法律第百二十八号)第四条(石油精製業の許可)の石油精製業の許可 (二) 石油業法第七条第一項(設備の新設等の許可)の石油蒸留設備の新設、増設又は改造の許可(当該改造により増加する同法第二条第三項(定義)に規定する処理能力が百五十キロリットル未満である改造の許可その他政令で定める新設、増設又は改造の許可を除く。)	許可件数 一件につき五万円
三十四 ガス事業の許可又はガスの供給区域の変更の許可 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三条(事業の許可)のガス事業の許可又は同法第八	許可件数 一件につき三万円

昭和四十二年六月一日 衆議院會議録第二十一号 登録免許税法案外一案

五九六

条第一項(供給区域の変更)の供給区域の変更の許可(これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域を変更する許可その他政令で定める許可を除く。)

三十五 地方鉄道業の免許又は軌道事業の特許

地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)第十二条第一項(地方鉄道業の免許)の地方鉄道業の免許又は軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条(事業の特許)(同法第三十一条(軌道に準ずるもの)において準用する場合を含む。)の軌道事業の特許(当該免許又は特許を受けている者が当該免許又は特許に係る路線に接続して路線を延長することの免許又は特許で政令で定めるものを除く。)

一路線につき五万円(当該路線に係る鉄道が地方鉄道法第三条第二項(軌道の制限)に規定する特殊の地方鉄道であるもの又は当該路線が無軌条のものについては、三万円)

三十六 道路運送事業の免許及び登録

(一) 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四条第一項(免許)の自動車運送事業の免許(一時的な需要のために期間を限定して行なう免許その他政令で定める免許を除く。)

イ 一般乗合自動車運送事業の免許、一般貨物自動車運送事業の免許又は一般路線貨物自動車運送事業の免許

ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許、一般区域貨物自動車運送事業の免許、一般小型貨物自動車運送事業の免許、特定旅客自動車運送事業の免許又は特定貨物自動車運送事業の免許

免許件数

一件につき三万円

一件につき一万円

登録件数

一件につき一万円

(二) 道路運送法第八十条第一項(登録)の自動車運送取扱事業の登録

三十七 通運事業の免許

通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)

取扱駅の数

一駅につき一万円

第四条第一項(免許)の通運事業の免許

三十八 倉庫業の許可又は倉庫の位置の変更の認可

(一) 倉庫業法第三条(営業の許可)の倉庫業の許可

許可件数

一件につき三万円

(二) 倉庫業法第十一条第一項(倉庫の位置等の変更)の倉庫の位置の変更の認可(倉庫の新設に係る認可で政令で定めるものに限り。)

倉庫の数

一個につき一万円

三十九 船舶運航事業の免許又は許可

(一) 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三条第一項(旅客定期航路事業の免許)の免許(離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二条第二項(定義)に規定する離島航路事業に係る免許その他政令で定める免許を除く。)

イ 一般旅客定期航路事業の免許

ロ 特定旅客定期航路事業の免許

免許件数

一件につき三万円

(二) 海上運送法第二十一条第一項(自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業の許可)の許可

イ 自動車航送貨物定期航路事業の許可

ロ 旅客不定期航路事業の許可

許可件数

一件につき三万円

四十 港湾運送事業の免許

港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第四条第一項(免許)の規定による港湾運送事業の免許

(一) 一般港湾運送事業の免許

港湾の数

一港湾につき三万円

(二) 船内荷役事業の免許、はしけ運送事業の免許、沿岸荷役事業の免許又はいかだ運送事業の免許

免許件数及び港湾の数

一件一港湾につき一万円

(三) 検査事業の免許、鑑定事業の免許又は検査事業の免許

免許件数

一件につき一万円

四十一 航空運送事業、利用航空運送事業又は航空機使用事業の免許又は許可

(一) 航空法第百条第一項(免許)の定期航空運送

路線の数

一路線につき五万円

事業の免許（当該免許を受けている者が当該免許に係る路線を変更すること又は当該路線に接続して路線を延長することの免許で政令で定めるものを除く。）		円
四十二 ホテル又は旅館の登録 (一) 国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第三条（登録）のホテルの登録 (二) 国際観光ホテル整備法第二十八条（登録旅館業）において準用する同法第三条の旅館の登録	登録件数 一件につき五万円	
四十三 旅行あつせん業者の登録 (一) 旅行あつせん業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条（登録）の一般旅行あつせん業者の登録 (二) 旅行あつせん業法第三条の邦人旅行あつせん業者の登録	登録件数 一件につき三万円	
四十四 建設業者の登録 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条第一項（登録の実施）の登録で建設大臣の備える建設業者登録簿にするもの（更新の登録を除く。）	登録件数 一件につき五万円	
四十五 宅地建物取引業の免許 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十号）	免許件数 一件につき三万円	

六号）第三条第一項（免許）の建設大臣がする宅地建物取引業の免許（更新の免許を除く。）

四十六 測量業者の登録

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十条第一項（測量業者の登録）の測量業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数 一件につき三万円
--	------------------

四十七 馬主の登録

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第十三条第一項（馬主の登録）の馬主の登録	登録件数 一件につき三万円
---	------------------

四十八 無線局の免許

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第一項（無線局の開設）の無線局の免許（再免許及び同法第五条第二項第一号（欠格事由）に規定する実験無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。）	無線局の数 一局につき一万円（電波法第五条第四項の放送をする無線局については、五万円）
---	--

別表第二 非課税法人の表

名 称	根 拠	法
愛知用水公団	愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号）	
奄美群島振興信用基金	奄美群島振興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）	
医療金融公庫	医療金融公庫法（昭和三十五年法律第九十五号）	
オリンピック記念青少年総合センター	オリンピック記念青少年総合センター法（昭和四十年法律第四十五号）	
海外移住事業団	海外移住事業団法（昭和三十八年法律第二百四号）	
海外技術協力事業団	海外技術協力事業団法（昭和三十七年法律第二百二十号）	
簡易保険郵便年金福祉事業団	簡易保険郵便年金福祉事業団法（昭和三十七年法律第六十四号）	
原子燃料公社	原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）	
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十一年法律第八十三号）	
鉱害基金	石炭鉱害賠償担保等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号）	

昭和四十二年六月一日 衆議院會議録第二十一号 登録免許税法外一案

五九八

港務局	港務法(昭和二十五年法律第二百十八号)
国際観光振興会	国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)
国民金融公庫	国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
国立教育会館	国立教育会館法(昭和三十九年法律第八十九号)
国立競技場	国立競技場法(昭和三十三年法律第二十号)
国立劇場	国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)
こともの国協会	こともの国協会法(昭和四十一年法律第三十一号)
雇用促進事業団	雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)
産炭地域振興事業団	産炭地域振興事業団法(昭和三十七年法律第九十五号)
社会福祉事業振興会	社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)
首都高速道路公団	首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三十三号)
私立学校振興会	私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)
新技術開発事業団	新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百五十五号)
森林開発公団	森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)
石炭鉱業合理化事業団	石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)
船舶整備公団	船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)
地方公共団体	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)
中小企業信用保険公庫	中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)
帝都高速交通営団	帝都高速交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)
日本国有鉄道	日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)
日本住宅公団	日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)
日本消防検定協会	消防法(昭和二十三年法律第八十六号)

別表第三 非課税の登記等の表

名 称	根 拠 法	非 課 税 の 登 記 等	備 考
一 海外経済協力基金	海外経済協力基金法(昭和三十三年法律第七十三号)	別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録(先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。	
二 学校法人(私立学校法第六十四条第四項(各種学校)の規定により設立された)	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)	一 校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物(以下「校舎等」という。)の所有権(賃借権を含む。以下同じ。)の取得登記(権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。)	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の
日本専売公社	日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)		
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五十五号)		
日本中小企業指導センター	中小企業指導法(昭和三十八年法律第四百七十七号)		
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)		
日本てん菜振興会	日本てん菜振興会法(昭和三十四年法律第八十八号)		
日本電信電話公社	日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十五号)		
日本道路公団	日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)		
日本貿易振興会	日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)		
日本労働協会	日本労働協会法(昭和三十三年法律第三十二号)		
農地開発機械公団	農地開発機械公団法(昭和三十年法律第四十二号)		
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)		
八郎潟新農村建設事業団	八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律第八十七号)		
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)		
北海道東北開発公庫	北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)		
水資源開発公団	水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)		
労働福祉事業団	労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第二百六十六号)		

法人を含む。			
三 金屬鉱物探 鉱促進事業団	金屬鉱物探鉱促進事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）	別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録（先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。）	二 校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記
四 健康保険組合及び健康保険組合連合会	健康保険法（大正十一年法律第七十号）	一 事務所用建物（もつぱら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。）の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 健康保険法第二十三条（福祉施設）（同法第四十二条ノ三第五項（準用規定）において準用する場合を含む。）の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記	添附があるものに限る。
五 公害防止事業団	公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）	公害防止事業団法第十八条第一号から第五号まで（業務の範囲）に掲げる業務のための別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録	
六 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会	厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	
七 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 国家公務員共済組合法第九十八条第一項（事業の範囲）の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	

八 国鉄共済組合、専売共済組合及び日本電信電話公社共済組合	公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 公共企業体職員等共済組合法第六十三条第一項（福祉事業）の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	
九 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 国民健康保険法第八十二条第一項（福祉施設）（同法第八十六条準用規定）において準用する場合を含む。）の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記	
十 社会福祉法人	社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）	一 社会福祉事業法第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記 二 自己の設置運営する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。
十一 社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	

十二 宗教法人	宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)	一 もつぱら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法第三条(境内建物及び境内地の定義)に規定する境内建物の所有権の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記 二 自己の設置運営する学校(学校教育法第一条(学校の範囲)に規定する盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園に限る。)の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。
十三 小規模企業共済事業団	小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二号)	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	
十四 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)	消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	
十五 私立学校教職員共済組合	私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 私立学校教職員共済組合法第十八条第三号(業務)の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	
十六 石油開発公団	石油開発公団法(昭和四十二年法律第 号)	別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録(先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。)	
十七 地方議会	地方公務員等共	事務所用建物の所有権の取得登記又は当	
十八 地方公務員共済組合連合会	地方公務員共済組合法	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 地方公務員等共済組合法第二百二十二条第一項(福祉事業)の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	
十九 中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合	中小企業退職金共済法(昭和三十一年法律第六十号)	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 中小企業退職金共済法第四十四条第一項第二号又は第七十五条第一項第二号(業務の範囲)の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記	
二十 日本育英会	日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 日本育英会法第十六条第一項第二号又は第三号(業務の範囲)の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記	
二十一 日本開発銀行	日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)	別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録(先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。)	
二十二 日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法(昭和四	住宅金融公庫法第十七条第一項第四号、第二項若しくは第四項(業務の範	第三欄の登記に該当するもので

		十一年法律第百三十三号)	開)又は産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第七條第一項第二号、第三号若しくは第二項(資金貸付けの範圍)の規定による住宅金融公庫からの資金の貸付けを受けて譲渡のため取得する建物の所有権の取得登記又は当該譲渡のため取得する土地の権利の取得登記	あることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。
二十三 日本赤十字社	日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)	日本赤十字社法第二十七條(業務)の業務の用に供する建物若しくは船舶の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。	
二十四 日本輸出入銀行	日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)	別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録(先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。)		
二十五 年金福祉事業団	年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号)	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一條(公的医療機関)に規定する病院若しくは診療所の用に供する建物の所有権又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利を目的とする質権又は抵当権の設定の登記	第三欄の第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。	
二十六 農業協同組合及び農業協同組合連合会	農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)	一 農業倉庫業法(大正六年法律第十五号)第一條(農業倉庫業者)に規定する農業倉庫業者若しくは同法第十九條第一項(連合農業倉庫業者)に規定する連合農業倉庫業者である農業協同組合若しくは農業協同組合連合会	第三欄の第一号、又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の	

二十七 農林漁業団体職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 農林漁業団体職員共済組合法第五十三條(福祉事業)の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。	
二十八 貿易大学	貿易大学校法(昭和四十二年法律第 号)	貿易大学校法第十六條第一号(業務)の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。	
二十九 民法第三十四條(公益法人の設立)の規定により設立した法人)	民法	一 自己の設置運営する学校の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記 二 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)第二條第二項(定義)に規定する更生保護事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記 三 住宅金融公庫法第十七條第一項第	第三欄の第一号、第二号又は第三号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。	

格の「及び」に相当する金額」を削り、ただし書を削る。

第七十七条の見出し中「取得の」を「の移転」に改め、同条第一項中「による所有権の取得の登記の登録税の額」を「により取得した土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」を削り、同条第二項中「取得の登記の登録税の額」を「移転の登記に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」を削る。

第七十七條の二の見出し中「取得の」を「の移転」に改め、同条中「取得の登記の登録税の額」を「移転の登記に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二十一条第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」を削る。

第七十七條の三の見出し中「取得の登記」を「移転登記等」に改め、同条中「取得の登記の登録税の額」を「移転又は設定の登記に係る登録税の税率」に、「取得後」を「出資を受けた日以後」に、「登録税法第二一条第一項第三号及び第

第六号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」を削り、ただし書を削る。

第七十七条の四中「の登録税の額は、登録税法第二条第一項第四号を」に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条に改め、「当該土

地の価格の「及び」に相当する金額」を削る。
第七十七条の五中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（負債整理のための貸付けに係る抵当権の設定登記の免税）

第七十七條の六 農業、林業又は漁業を営む者（以下この条において「農林漁業者」という。）が疾病、負傷、災害その他これらに準ずる事実が生じたことにより、財産の状況が著しく不良となりその事業を継続することが困難と

昭和四十二年六月一日 衆議院會議錄第二十一号

登錄免許稅法案外一案

協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)
 第十条第一項第一号に掲げる事業を行なう農

業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、当該農林漁業者又はその者の加入する農業協同組合その他の政令で定める団体に對し、当該農林漁業者の事業の継続につき必要な債務の弁済に充てるための資金の貸付け（当該貸付けの期間、利率その他の事項が政令で定める条件に該當するものに限る。）をしたときは、当該貸付けに係る債務を担保するために受ける抵当權の設定の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該貸付けの日以後一年以内に受けるものに限る、登録免許税を課さない。

第七十七條の見出し中「取得又は保存の登記」を「移転登記等」に改め、同条中「よる所有権の取得」を「より取得した林野の所有権の移転の登記」に改め、「ためにする」の下に「林野の」を加へ、「登録税」を「登録免許税」に改める。

第七十号条の二の見出し中「所有権等の取得登記」を「所有権の移転登記等」に改め、同条中「取

得たものの登記に」と「移転又は設定の登記に」と、「この登録税の額は、登録税法第二条第一項第三号及第六号とに係る登録免許税の税率は、登録

「移転の登記」に、「登録税の額を」に係る登
第七十八條の三の見出し中「取得登記」を「所
権の移転登記」に改め、同条中「取得の登記」
に相當する金額を削り、ただし書を削る。

許税法第九條に改め、「当該土地の価格の」及
「相當する金額を削り、ただし書を削る。」

免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第
号を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土
の価格の」を削る。

第七十九条第一項中「の登録税の額は、登録
法第三条第一項第五号を」に係る登録免許税

税率は、登録免許税法第九条に改め、「当該船舶の価格の」を削り、同条第二項中の「登録税額を」に係る登録免許税の税率に、「登録税第三条第一項第七号」を「登録免許税法第九

条」に改め、「債権金額の」を削る。
第七十九条の二を削る。

第八十条の見出し中「資本組入」を「資本組入れ」に改め、同条第一項中「組入」を「組入れ」に、「についての登録税の額は、登録税法第六条第一項第四号を」に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条に改め、「その増加した資本の金額の」を削り、同条第二項中「以下」を削り、「についての登録税の額は、登録税法第六条第一項第四号を」に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条に、「次に掲げる金額の合計額」を「千分の一・五（増加した資本の金額のうち、再評価積立金の積立て又は組入れにより生じ、又は増加した資本準備金の組入れに係るも

のとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の五」に改め、同項各号を削る。

の軽減」に改め、同条中「又は登録税法第六
第一項第十号の規定の適用を受ける」を「規定
の適用を受けるもの及び合併による」に、「行つ
た」を「行なつた」に、「についての登録税の額」
を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第

六条第一項第四号)を「登録免許税法第九条」に改め、「その増加した資本の金額の」を削る。

第八十一条中「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法」を「登録免許税法」に、「属する額による」を「属する事項の

区分に応じ、当該各号に掲げる割合とする」に
改め、ただし書を削り、同条第一号中「それぞ
れ資本の金額又は増加した資本の金額の」及び
「に相当する金額」を削り、同条第二号及び第三
号を次のように改める。

二 合併による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加 千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合

併の直前における資本の金額（当該消滅し

には、三百万円）をこえる資本の金額に対応する部分については、千分の三・五）

イ 不動産の権利の取得 千分の六

業の再建整備に關する臨時措置法第五条
第一項又は第六条第一項の規定による承
認に係るものについては、千分の二
第八十一条第四号中「又は船舶の權利を」の
又は船舶の所有權を」を改め、「当該船舶並に

八十一條の二の見出し中「取得の」を「移転」
め、同条中「取得の」を「移転の」に、「登録
簿」を「登記簿」と改定した。

八十一條の第三項中「の登録税の額は、登録法第六條第一項第九号又は第十号の規定に
わらず、「を」に係る登録免許税の税率は、
免許税法第九條の規定にかかわらず、千分

[illegible]

併による不動産又は船舶の権利の取得」を
により取得した不動産の権利又は船舶の所
の移転の登記に、「の登記の登録税の額は、
取得」に係る登録免許税の税率は、当該

「に」を「登録移転法第十六条第一項」を「登録免
法第九条」に改め、当該不動産又は船舶の

価格の「及び」に相当する金額を削る。

第八十二条中「の登録税」を「に係る登録免許税」に、「取得又は所有権の保存」を「保存、設定又は移転」に改める。

第八十三条の見出し中「登記」を「登記等」に改め、同条中「の登録税」を「に係る登録免許税」に改める。

第八十四条中「の登録税」を「に係る登録免許税」に改める。

附則第二十條の見出し中「登録税法」を「登録税法等」に改め、同条中「の登録税について」を「で昭和四十二年十二月三十一日までに受けるものにつき課した又は課すべき登録税又は登録免許税について」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第四條 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第十七條の見出し中「登録税法」を「登録税法等」に改め、同条中「の登録税」を「で昭和四十二年十二月三十一日までに受けるものにつき課した又は課すべき登録税又は登録免許税」に改める。

(相続税法の一部改正)

第五條 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「再評価税」の下に、「登録免許税」を加える。

第十九條の二第二号中「第九百條」の下に、「及び第九百一條」を加える。

第二章 登録手数料等の定めのある法律の

一部改正

(建設業法の一部改正)

第六條 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十二條の見出しを「登録免許税及び登録手数料」に改め、同条中「登録申請者」を「第四條第一項の規定による登録のうち建設大臣の登録

を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許税を、同項の規定による登録のうち都道府県知事の登録を受けようとする者、同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者、に、「登録手数料」を「登録手数料を、それぞれ」に改める。

(測量法の一部改正)

第七條 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十五條の四の見出しを「登録免許税及び登録手数料」に改め、同条中「登録申請者」を「第五十五條第一項の規定により登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許税を、同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者」に、「登録手数料」を「登録手数料を、それぞれ」に改める。

(電波法の一部改正)

第八條 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三百三條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第一号に掲げる者が受ける無線局の免許につき、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許税が課されることとなつたときは、その者が同号に規定する申請につき納付した手数料は、還付する。

(建築士法の一部改正)

第九條 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「一級建築士又は」を「一級建築士の免許を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許税を、」に改め、「一級建築士の免許については三千円以内、二級建築士の免許については」を削る。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第十條 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項を削る。

(商品取引所法の一部改正)

第十一條 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第四十六條の見出し中「登録手数料」を「登録免許税」に改め、同条第一項中「通知を受けた日から三十日」を「同条第一項の規定による登録を受けた日から一月」に、「政令で定めるところにより、登録手数料として三千円」を「登録免許税」に改め、同条第二項中「登録手数料」を「登録免許税」に改める。

(海事代理士法の一部改正)

第十二條 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十五條の見出しを「登録免許税及び登録料」に改め、同条中「千円」を「登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許税を、」に、「二百円の登録料」を「二百円の登録料を、それぞれ」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第十三條 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「第一項の免許又は」を「第一項の免許のうち建設大臣の免許を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許税を、同項の免許のうち都道府県知事の免許を受けようとする者及び」に、「手数料」を「手数料を、それぞれ」に改める。

申請の下に「を」をする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許税を、」を加え、「政令で定める額の手数料」を「政令で定める額の手数料を、それぞれ」に改める。

(技術士法の一部改正)

第十五條 技術士法(昭和三十三年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の見出しを「登録免許税及び登録手数料」に改め、同条中「登録を受けようとする者」の下に「は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許税を、」を加え、「手数料」を「手数料を、それぞれ」に改める。

第三章 その他の法律の一部改正

(健康保険法の一部改正)

第十六條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六條ノ二を削る。

第四十二條ノ三第五項中、「第六條ノ二」を削る。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十七條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十八條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を削る。

(農村負債整理組合法の一部改正)

第十八條 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第八條 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第八條 削除

(保険業法の一部改正)

第二十條 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十條 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十條 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十條 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第八十条及び第八十一条を次のように改める。

第八十条 削除

(罹災都市借地借家臨時処理法の一部改正)

第二十一条 罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「においては」を「におけるその登記に係る登録免許税の課税標準は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず」に、「を以て、登録税法第二十一条第九号に規定する債権金額とみなす」とするに改める。

(農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律の一部改正)

第二十三条 農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の額は、不動産又は船舶の価格の」を「登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「に関する権利」を「の権利に改め、その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加える。

(農業災害補償法の一部改正)

第二十三条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第九号及び第十号を次のように改める。

第九号 削除

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第二十四条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第七号を次のように改める。

第七号 削除

昭和四十二年六月一日 衆議院会議録第二十一号

登録免許税法外一案

(畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律の一部改正)

第二十五条 畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条中「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加える。

(水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律の一部改正)

第二十六条 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条第一項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の額は、」を「登記に係る登録免許税の課税標準及び税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)第九条の規定にかかわらず」に改め、ただし書を削る。

(国民金融公庫法の一部改正)

第二十七条 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第四項を削る。

(中小企業等協同組合法施行法の一部改正)

第二十八条 中小企業等協同組合法施行法(昭和二十四年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十七号及び第十八号を次のように改める。

第十七号 削除

(農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律の一部改正)

第二十九条 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二二号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条第一項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の額は、」を「登記に係る登録免許税の課税標準及び税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)第九条の規定にかかわらず」に改め、ただし書を削り、同条第三項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、同条第四項中「に関する権利」を「の権利」に改め、「取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の算定」を「登録免許税の課税標準」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第三十条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「登記」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに受けるもの」を加え、「登録税」を「登録免許税」に改める。

(漁船損害補償法の一部改正)

第三十一条 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一号 削除

第百三十八条第一項中「及び第八号から第十二号まで」を、第八号から第十号まで及び第十二号に改める。

(会社更生法の一部改正)

第三十二条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二百六十九号第五項中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条第六項中「についての登録税の額は、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)第六号(営利法人の登記の税率)」を「に係る当該新会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)第九条(課税標準及び税率)」に改め、「その金額の」を削り、「その登録税の額は、同法第二条(不動産の登記の税率)及び第三条(船舶の登記の税率)」を「当該不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定の登記に係る登録免許税の税率は、同条」に改め、「不動産又は船舶の価格の」を削り、ただし書を次のように改める。

ただし、当該登記につき当該税率を適用して計算した登録免許税の額が同条の規定を適用して計算した登録免許税の額をこえるときは、この限りでない。

(農地法施行法の一部改正)

第三十三条 農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第二十二号に次の一項を加える。

2 第三号又は第四号の規定によりなお従前の例によるものとされるこれらの規定に規定する登記については、昭和四十七年十二月三十一日までに受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律の一部改正)

第三十四条 連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律(昭和二十七年法律第三百二二号)の一部を次のように改正する。

第七号中「登録税(明治二十九年法律第二十七号)第十号(著作権の登録)」を「登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)」に改める。

(塩業組合法の一部改正)

第三十五条 塩業組合法(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に、「登記」を「昭和四十

昭和四十二年六月一日 衆議院會議録第二十一号 登録免許税法外一案

税に改める。

(電気事業法の一部改正)

第四十条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第十項中「を受ける場合における登録税は、」を「昭和四十二年十二月三十一日までに受けるものについては、登録免許税を」に改める。

(日本労働者住宅協会法の一部改正)

第四十一条 日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九条中「登録税を」を「昭和四十二年十二月三十一日までに受ける登録又は登録に限り、登録免許税」に改める。

(不動産登記法等の一部改正)

第四十二条 次に掲げる法令の規定中「登録税を」を「登録免許税」に改める。

一 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第四十九条第九号

二 破産法(大正十一年法律第七十一号)第二百一十二条第二項

三 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四十三条及び第七十七条第四項

四 機械工業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第五十四号)第十二条の二第五項

五 税理士法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十五号)附則第十一項

六 企業担保法(昭和三十三年法律第六号)第二十五条

七 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)第八条第三項

八 海運業の再建整理に関する臨時措置法(昭和三十八年法律第十八号)第十六条(見出しを含む)。

九 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二十四号)附則第六項及び第七項

十 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)

第二十四条の二

十一 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第三十二条第一項

附則

1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

2 登録免許税法別表第一の第二十三号の(三)、(十三)、(十六)及び(十七)、第三十一号、第四十三号

から第四十六号まで並びに第四十八号に掲げる登録又は免許(以下「登録等」という。)の申請書を同法の公布の日前に当該登録等の事務をつかさどる官署(以下「登録官署等」という。)に提出した者が昭和四十二年十二月三十一日までに当該申請書に係る登録等を受ける場合における当該登録等に係る手数料については、なお従前の例による。

3 登録等の申請書を登録免許税法の公布の日から昭和四十二年七月三十一日までの間に登録官署等に提出した者が同日以後に当該申請書に係る登録等を受ける場合又は登録等の申請書を同法の公布の日前に登録官署等に提出した者が昭和四十二年一月一日以後に当該申請書に係る登録等を受ける場合において、当該登録等の申請に際し当該登録等に係る手数料を納付しているときは、当該納付した手数料の額は、登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の一部として納付したものとみなす。

理 由

登録免許税法の施行に伴い、新たに登録免許税を課することとした登録又は免許に係る手数料を廃止するとともに、租税特別措置法その他の関係法令の規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員理事藤井勝志君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔藤井勝志君登壇〕

○藤井勝志君 たいだいま議題となりました法律案二件につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、登録免許税法案は、登録税の税率、課税範囲、納付方法等制度全般にわたって整備合理化をはかるため、現行の登録税法の全文を改正し、その名称を登録免許税法に改めようとするものであります。

すなわち、税率につきましては、所得及び物価水準の推移等を考慮して、定額税率の調整をはかるとともに、最低税額を五百円とし、また、不動産等の取得にかかる仮登記の税率を、現行の定額税率から定率税率に改め、本登記の際はこれを控除することとしたしております。

さらに、現行の課税対象とのバランスを考慮し、個人の資格または事業の開始等の場合の登録、特許、免許等を新たに課税対象に加える一方、建物の床面積の増加による表示の変更登記、船舶の登録、弁護士等の登録が等につきましては、これを課税対象から除いております。

また、制度を全般的に合理化し、抵当権等の設定登記の場合の課税標準を担保される債権金額に統一するとともに、これによる負担増を調整するため、税率について若干の軽減をはかる等のほか、借地権等の登記についての税率、登録税の納付方法、還付の手続、納税地等の規定について所要の整備合理化をはかっております。

なお、この法律案は、公布の日から二カ月以内で政令で定める日から施行し、原則として八月一日以後に受ける登記について適用することとしたしております。

また、この改正により、結果として、本年度において約八十三億円、平年度において約百九十六億円の増収が見込まれております。

次に、登録免許税法の施行に伴う関係法令の整

備等に関する法律案は、ただいま申し上げました登録免許税法が施行されることに伴い、これに関連する他の法律において引用している登録税等の名称の整理等を行なうとするものであります。なお、新たに登録免許税を課せられることとなる登録、免許についての手数料は、調査、選考等に相当の実費を要するものを除いて、これを廃止することとしております。

両案につきましては、昨五月三十一日、質疑を終了し、一括して討論を行ないましたところ、日本社会党を代表して平林剛君、民主社会党を代表して竹本孫一君、公明党を代表して田中昭二君は、本改正が増税となること、課税範囲、税率に適正を欠く点があること等を理由として、それぞれ両案に反対である旨の意見を述べられました。詳細は会議録に譲ります。

次いで、採決の結果、両案はいずれも多数をもって原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十四分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
大蔵大臣 水田三喜男君
文部大臣 剣木 亨弘君

出席政府委員

内閣法制局第一 関 道雄君
部長
中小企業庁次長 金井多喜男君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)
一、去る五月三十日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。

法務大臣官房司 川島 一郎
法制調査部長

(政府委員任命)

一、去る五月三十日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、五月三十日議長において承認した川島一郎を同日第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(通知書受領)

一、昨五月三十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件
一、昨五月三十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律
地方税法等の一部を改正する法律

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律
中小企業近代化促進法の一部を改正する法律

外務省設置法の一部を改正する法律
通商産業省設置法の一部を改正する法律
文部省設置法の一部を改正する法律
国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律
所得税法の一部を改正する法律
法人税法の一部を改正する法律
相続税法の一部を改正する法律
租税特別措置法の一部を改正する法律
印紙税法

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律

(常任委員兼任)
一、去る五月三十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 伊藤惣助丸君
文教委員 有島 重武君
社会労働委員 増岡 博之君
増岡 博之君
粟山 秀君
黒金 泰美君
齋藤 憲三君
神田 博君
齋藤 憲三君
黒金 泰美君
増岡 博之君
有島 重武君

内閣委員 伊藤惣助丸君
文教委員 有島 重武君
社会労働委員 増岡 博之君
増岡 博之君
粟山 秀君
黒金 泰美君
齋藤 憲三君
神田 博君
齋藤 憲三君
黒金 泰美君
増岡 博之君
有島 重武君

一、昨五月三十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 有島 重武君
外務委員 川崎 秀二君
文教委員 伊藤惣助丸君
社会労働委員 川崎 寛治君
西村 直己君
中谷 鉄也君
赤路 友藏君
栗林 三郎君
中澤 茂一君
中谷 鉄也君
川崎 寛治君

農林水産委員 栗林 三郎君
赤路 友藏君
中澤 茂一君
中谷 鉄也君
川崎 寛治君

農林水産委員 栗林 三郎君
赤路 友藏君
中澤 茂一君
中谷 鉄也君
川崎 寛治君

農林水産委員 栗林 三郎君
赤路 友藏君
中澤 茂一君
中谷 鉄也君
川崎 寛治君

予算委員 安宅 常彦君 栗林 三郎君
宇都宮徳馬君 久野 忠治君
中野 四郎君 芳賀 賢君
(常任委員補欠選任)
一、去る五月三十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 有島 重武君
文教委員 伊藤惣助丸君
社会労働委員 増岡 博之君
増岡 博之君
黒金 泰美君
齋藤 憲三君
神田 博君
齋藤 憲三君
黒金 泰美君
増岡 博之君
有島 重武君

農林水産委員 中澤 茂一君
芳賀 賢君
栗林 三郎君
川崎 寛治君
中谷 鉄也君
安宅 常彦君
川崎 秀二君
西村 直己君
赤路 友藏君
福永 一臣君

(特別委員兼任)
一、昨五月三十一日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

昭和四十二年六月一日 衆議院會議録第二十一号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

災害対策特別委員

伊賀 定盛君 佐々栄三郎君
中澤 茂一君 華山 親義君

産業公害対策特別委員

加藤 万吉君 中谷 鉄也君

物価問題等に関する特別委員

木原 実君 石田 有全君
柳田 秀一君

交通安全対策特別委員

(特別委員補充欠選任)
石田 有全君 柳田 秀一君

一、昨五月三十一日、議長において、次の通り特別委員の補充を指名した。

災害対策特別委員

華山 親義君 中澤 茂一君
佐々栄三郎君 伊賀 定盛君

産業公害対策特別委員

中谷 鉄也君 加藤 万吉君

物価問題等に関する特別委員

石田 有全君 木原 実君
柳田 秀一君

交通安全対策特別委員

(案約提出)
石田 有全君 柳田 秀一君

一、昨五月三十一日、内閣から提出した条約は次の通りである。

航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案提出)

一、去る五月三十日、議員から提出した議案は次の通りである。

公害対策基本法案(角屋堅次郎君外六名提出)

公害の顯著な地域等における公害防止特別措置法案(角屋堅次郎君外七名提出)

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(横山利秋君外十三名提出)

一、去る五月三十日、内閣から提出した議案は次の通りである。

放送法の一部を改正する法律案

(案約受領)

一、昨五月三十一日、参議院から受領した条約は次の通りである。

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

(案約付託)

一、昨五月三十一日、委員会に付託された条約は次の通りである。

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件(案約第六号)(参議院送付)

(議案付託)

一、去る五月三十日、委員会に付託された議案は次の通りである。

健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案(内閣提出第九八号)

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

以上二件 社会労働委員会 付託

中小企業組織法案(田中武夫君外十一名提出、案約第一〇号)

放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三七号)

(議案送付)

一、去る五月三十日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る五月三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

中小企業組織法案(田中武夫君外十一名提出)

(案約通知書受領)

一、昨五月三十一日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通

商航海条約の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、昨五月三十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

印紙税法

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

登録免許税法案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

一 本案は、登録税の税負担が最近における所得及び物価水準に適合するものとなるよう、定額税率につき所要の調整を行なうとともに、課税範囲の合理化、納付方法の簡素化等を図るため登録税法の全文を改正し、その名称を登録免許税法と改めようとするものである。

(一) 負担の調整

登録税の定額税率を、登記、登録の種類、原因、負担者の区分による租税力の相違等の諸要素を勘案しつつ、五倍ないし十倍に引き上げることとしている。

また、不動産の取得に係る仮登記については、現行の定額税率を定率税率に改めるとともに、本登記の際の税率は、仮登記の税率を控除した税率によることとしている。

(二) 新規課税

既往の課税対象に匹敵する租税力を有すると認められる個人の資格又は事業開始等の場合の登録、免許等を新たに課税対象に加えることとしている。

(三) 課税標準の計算等の簡素合理化

1 不動産の取得登記等の場合の課税標準である不動産の価額は、その登記の際の時価とし、当分の間、原則として固定資産課税台帳の登録価格を基礎として算定した金額によることを明確にすることとしている。

2 不動産を目的とする抵当権等の設定登記の場合の課税標準を、担保される債権金額に統一することとし、これによる負担増を調整するため、税率を千分の四に引き下げるとともに、追加抵当等の場合の登記の税率を五百円の定額税率にすることとしている。

3 不動産の地上権、永小作権、賃借権又は探石権の設定等の登記については、最初の設定の登記の税率を千分の二十五に、その更新又は延長の登記の税率を五百円の定額税率に改めることとしている。

(四) 納付方法

現行の印紙納付方式に加えて、国税の収納機関に金銭を納付し、その納付書を登記等の申請書に添付する現金納付方式を併用することとしている。

(五) その他

建物の床面積の増加による表示の変更登記、船舶の登録、弁護士等の登録換え及び公認会計士の更新登録について課税を廃止するほか、非課税規定を整備し法別表に掲記する等所要の規定について整備合理化をはかることとしている。

(内) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行し、原則として昭和四十二年八月一日以後に受ける登記等について適用することとしている。

なお、本案の施行に伴い、昭和四十二年度において約八十三億円の増収が見込まれている。

三 議案の可決理由

現行登録税率設定後の経済事情の変化に適した税負担を求めるとともに登録税制度の適正な執行に資するため、定額税率の調整並びに課税対象及び課税範囲の合理化等を図ることは、時宜を得た適切な措置であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十二年五月三十一日

大蔵委員長 内田 常雄
衆議院議長 石井光次郎殿

登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、登録免許税法の施行に伴い、登録免許税法に関連する他の法律の規定の整備を行なおうとするもので、主な内容は次の通りである。

(一) 農地法の規定による売渡し農地の移転登記及び農林漁業者の負債整理のための貸付けに係る抵当権設定登記の登録免許税の非課税措置は、租税特別措置法において規定することに改めることとしている。

(二) 新たに登録免許税が課されることとなった登録、免許についての手数料は、調査、選考等に相当の実費を要するものを除き、これを廃止することとしている。

(三) 登録税法を登録免許税法に名称を改めたことに伴い、他の法律において登録税法又は登録免許税法に関連する各法律の関係規定について所要の整備を行なうこととしている。

二 議案の可決理由

本案は登録免許税法の施行に伴う措置として適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十二年五月三十一日

大蔵委員長 内田 常雄
衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院会議録第十九号中正誤

ページ	段 行	誤	正
五九四	一 三	政善	改善
五九五	三 三	整備等を	整備等
五九六	三 六	引き下げ	引き上げ
五九七	一 三	社会開発の	社会開発と
五九八	二 八	具体的	基本的
五九九	四 三	累積	累積
六〇〇	二 二	提出して	提出した

昭和四十二年六月一日 衆議院會議録第二十一号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部二十五円
（ただし良質紙は三十円）
（送料別）

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二（大代）